

稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～21年度の運用状況について～

平成22年3月

稲城市

目 次

第1章	稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（平成21年度）	1
1	介護支援ボランティア制度の具体的内容	1
2	基本方針	1
3	管理機関	3
4	介護支援ボランティア受入機関等	3
5	介護支援ボランティア活動実績の把握	4
6	評価ポイント	4
7	評価ポイント転換交付金	5
8	市民への制度周知方法	6
9	21年度実施に際してのスケジュール	10
10	平成19年度・20年度決算額、平成21年度決算見込み額及び 平成22年度予算額	11
第2章	稲城市介護支援ボランティア実施状況（平成21年度）	13
1	介護支援ボランティア登録者数の状況	13
2	介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者	13
3	介護支援ボランティア受入機関等数の状況	14
4	介護支援ボランティア活動範囲の拡大	16
5	介護支援ボランティア週間の実施	19
第3章	稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査（平成21年度）	22
1	調査目的	22
2	調査方法等	22
3	調査結果	22
第4章	稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会	38
1	意見交換会の開催目的	38
2	意見交換会に向けたアンケート調査	38
3	介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第	42
4	介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録	43
第5章	稲城市介護支援ボランティア受入機関等アンケート調査（平成21年度）	46
1	調査目的	46
2	調査方法等	46

3	調査結果	46
第6章	介護予防効果の検証	48
1	稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果	48
参考資料		
・	稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱	51
・	健康に心配なし手帳～介護支援ボランティア手帳～（平成21年度版）	60
・	介護支援ボランティア制度視察受け入れ状況	68
・	ボランティア入門講演会ボランティアのすすめ実施状況（社会福祉協議会）	72
・	ボランティアのための傾聴講座（ボランティア研修）実施状況（社会福祉協議会）	74

第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（平成21年度）

1 介護支援ボランティア制度の具体的内容

稲城市の介護支援ボランティア制度は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の44第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するために実施する事業である。

具体的には、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、その高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものである。

この介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とし、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は市長が指定するものとしている。また、介護支援ボランティアは、市長の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行う。

2 基本方針

稲城市の介護支援ボランティア制度では、次の基本方針を定めている。

基本方針

- ・ 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
 - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
 - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
 - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
 - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(参考)

稲城市介護支援ボランティア制度の概要（平成 21 年度）

1 概要

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度（一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減するもの。）。

2 目的

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき稲城市介護支援ボランティア制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的とする。

3 内容

(1)	制度根拠	介護保険法第 115 条の 44 第 1 項、地域支援事業実施要綱別記 1(2)イ(イ)③、稲城市介護保険条例第 15 条の 6、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱																		
(2)	介護支援ボランティア	稲城市の介護保険第 1 号被保険者 あらかじめ管理機関へ登録が必要																		
(3)	介護支援ボランティア活動	稲城市長が指定する介護支援ボランティア事業及び活動 <table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>活動</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 介護保険対象施設</td><td>① レクリエーション等の指導、参加支援</td></tr><tr><td>② 稲城市が委託する地域支援事業(介護予防事業)</td><td>② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助</td></tr><tr><td>③ ふれあいセンター</td><td>③ 喫茶などの運営補助</td></tr><tr><td>④ 高齢者会食会</td><td>④ 散歩、外出、館内移動の補助</td></tr><tr><td>⑤ その他</td><td>⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い</td></tr><tr><td></td><td>⑥ 話し相手</td></tr><tr><td></td><td>⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例ー草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)</td></tr><tr><td></td><td>⑧ その他 (例ーごみ出しなどのちょっとしたボランティアなど)</td></tr></tbody></table>	事業	活動	① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援	② 稲城市が委託する地域支援事業(介護予防事業)	② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助	③ ふれあいセンター	③ 喫茶などの運営補助	④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助	⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い		⑥ 話し相手		⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例ー草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)		⑧ その他 (例ーごみ出しなどのちょっとしたボランティアなど)
事業	活動																			
① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援																			
② 稲城市が委託する地域支援事業(介護予防事業)	② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助																			
③ ふれあいセンター	③ 喫茶などの運営補助																			
④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助																			
⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い																			
	⑥ 話し相手																			
	⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例ー草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)																			
	⑧ その他 (例ーごみ出しなどのちょっとしたボランティアなど)																			
(4)	活動実績の把握	介護支援ボランティアが持参する介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印。																		
(5)	評価ポイントの付与	介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて最大 5,000 ポイントの評価ポイントを付与。																		
(6)	評価ポイント転換交付金	介護支援ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。 交付額は、年間最大で 5,000 円。																		
(7)	その他	介護保険料の未納又は滞納の場合、適用しない。																		

4 財源等 市から管理機関へ交付する介護保険地域支援事業介護予防事業一般高齢者施策に係る地域支援事業交付金を活用する。

5 管理機関 稲城市社会福祉協議会（評価ポイントの管理、付与等）

6 施行日 平成 19 年 9 月 1 日

3 管理機関

稲城市の介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理の業務は、介護支援ボランティア管理機関が行う。この管理機関は、稲城市社会福祉協議会とし、稲城市からの委託を受けて管理機関としての業務を行う。

4 介護支援ボランティア受入機関等

稲城市介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの活動先は市長が指定を行う。この活動先を「介護支援ボランティア受入機関等」と称し、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動についての指定を受ける。

介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動の指定要件

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 稲城市内の施設又は場所における活動であること。2 介護保険事業に関する活動であること。3 ホームヘルプサービスで行うべき業務の代替でないこと。4 事業所等が本来行うべき業務の代替でないこと。5 活動の結果、一定の介護予防の効果が見込まれること。 |
|--|

受入機関等がこの指定を受けようとするときは、市長へ申請しなければならない。市長は、この申請に基づき指定し、又は却下したときは、申請者に通知する。

また、市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは指定を受けていた者に通知する。

受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価する。受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価する。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価する。この評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行う。ただし、受入機関が社会福祉協議会のごみ出しなどのちょっとしたボランティアは継続的な活動について週1回以上の活動を（回数に関わらず）1回として評価するものとする。

5 介護支援ボランティア活動実績の把握

介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出し、管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付する。

管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印する。

介護支援ボランティア手帳は、「健康に心配なし（梨）手帳」と称し、オリジナルのマークを入れた。また、Jリーグサッカーチーム「東京ヴェルディ」が介護支援ボランティア制度を応援していることから、ロゴが記載されている。

介護支援ボランティア手帳には、介護支援ボランティアの利便を図るため、登録事項、制度解説、Q & A、ボランティア活動の心得、ボランティア活動保険について、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱、スタンプ押印欄ページ、評価ポイント記録簿、介護支援ボランティア登録申請書、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書が収録されている。

6 評価ポイント

評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

7 評価ポイント転換交付金

評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする介護支援ボランティアは、介護支援ボランティア手帳を添えて市長に申出るものとする。ただし、介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しない。

市長は、この申出があった場合、介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

管理機関は、この伝達に基づき、その評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付する。

介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア 評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

8 市民への制度周知方法

稲城市広報いなぎ（平成21年4月15日介護予防特集号、8月15日号、11月1日号）により市民への周知を行った。

表1 介護支援ボランティアの活動範囲について、今後拡大したほうがよいと思うものはどれですか。
(いくつでも回答可)(有効回答数208人)

①ごみ出しなどの在宅高齢者の方へのちょっとした支援	115人	55.3%
②市外の介護施設での活動	17人	8.2%
③介護支援以外(例：子育てや障害者支援)の活動	57人	27.4%
④その他※	11人	5.3%

※その他は、今までのまま。ひとり暮らし病人・高齢者の安否確認。蛍光灯交換など。粗大ごみ出し。市立病院での活動。パソコンなど。

稲城発 新しい介護予防事業 介護支援ボランティア

▷問い合わせ 高齢福祉課介護保険係

19年9月から全国に先駆けて介護支援ボランティア制度を開始しました。開始当時から注目され、新聞・テレビ・ラジオなどで紹介されたり、全国各地の議員、行政職員や学生など100を超える団体や、この制度の視察のため、当市を訪れています。今では、全国7都道府県の十数カ所の市町村で実施され、全国的な広がりをみせています。

この登録者の方々を対象に、21年1月に活動の状況やこの制度に対する感想・要望などについてのアンケート調査を実施しました。結果の一部を紹介いたします。

▽調査対象人数 284人
▽回収結果 28人(7.3・2%)
▽設問 12問

※調査結果については、「稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書」本格実施後の運用状況について」に掲載しています。市ホームページ、市役所情報公開コーナー、各図書館でご覧いただけます。

活動範囲の拡大について(表1参照)
過半数の登録者が、ごみ出しなどの在宅高齢者の方へのちょっとした支援の拡大を希

表2 介護支援ボランティア活動として、この活動を始める前と現在では、健康面や精神面に変化はありましたか。
(いくつでも回答可)(有効回答数187人)

①張り合いが出てきた	96人	51.3%
②健康になったと思う	29人	15.5%
③変わらない	68人	36.4%
④体調をくずした	3人	1.6%
⑤その他※	14人	7.5%

※その他は、友達ができてよかったなど。

表3 介護支援ボランティア制度について、どのように思っていますか。
(ひとつのみ回答)(有効回答数187人)

①良い制度だと思う	145人	77.5%
②普通の制度だと思う	8人	4.3%
③見直しが必要だと思う	19人	10.2%
④その他	2人	1.0%
無回答	13人	7.0%

介護支援ボランティア制度とは
高齢の方が介護保険施設などでボランティア活動を行う

健康観の変化(表2参照)
張り合いが出てきたとの回答が過半数。平成20年に実施したアンケート結果とほぼ同じ傾向を示しています。

制度の評価(表3参照)
良い制度だと思うとの回答が8割近くあり、平成20年実施のアンケート結果(70・5%)と比べ上昇しています。

介護支援ボランティアで元気の輪を広げよう

望んでいます。
健康観の変化(表2参照)
張り合いが出てきたとの回答が過半数。平成20年に実施したアンケート結果とほぼ同じ傾向を示しています。

良い制度だと思うとの回答が8割近くあり、平成20年実施のアンケート結果(70・5%)と比べ上昇しています。

介護支援ボランティアで元気の輪を広げよう



▲乾いた洗濯物の整理の様子



▲東京ヴェルディ試合観戦(介護支援ボランティア500ポイント取得者とご家族)

た場合、活動実績に応じてポイントが与えられ、これに対して交付金(年間最大5千円)を交付する制度です。

ボランティア活動を通じた高齢の方の介護予防を目的としています。地域貢献や社会参加活動をすることで、より元気に、そしてイキイキとした地域社会になることを目指しています。

平成18年に稲城市が「(仮称)介護支援ボランティア特区」の提案をし、この提案を契機に19年5月に介護予防事業として実施することが認められました。

○稲城市介護予防事業は、サッカーチーム東京ヴェルディの応援を受けています。

広報いなぎ 平成21年4月15日介護予防特集号

11月11日は「いい日、いい日」の介護の日、介護支援

ボランティア週間

11月11日は介護の日です。市では介護への関心を高めたいために、介護の日を含む11月9日から15日までを「稲城市介護支援ボランティア週間」とし、この1週間を介護支援ボランティア活動の獲得スタンプを2倍とします。この機会に介護支援ボランティア活動に参加してみませんか。

地域社会の支え合いや交流を通して、介護へのご理解と

ご協力をお願いします。
▽問い合わせ 高齢福祉課介護保険係

家族介護教室 ひらお塾

車椅子への移動やベッド上の体位交換時に、無理な力を入れて介護する側もされる側もつらい思いをされていますか。

筋力に頼らないで、自分や相手の体重や動きを利用して負担の少ない介助方法について実際に体験してみませんか。

らくらく介護の方法
腰痛を予防しながら
頑張らない介護を
していきましょう

広報いなぎ 平成21年11月1日号

3年目を迎えます

稲城市介護支援ボランティア制度

介護支援ボランティア制度は、高齢の方の介護予防を目的とした事業です。
▽問い合わせ 高齢福祉課介護保険係

全国に先駆けて稲城市が19年9月から取り組み、日本各地に広がりを見せている介護支援ボランティア制度が、今年の9月で3年目を迎えます。現在この制度の登録者数は352人(7月31日現在)で、昨年度は200人近くの高齢の方が、市内の介護施設など

18機関で介護支援ボランティアとして活動に参加しました。介護支援ボランティア制度とは

高齢の方が介護保険施設などでボランティア活動を行った場合、活動実績に応じてポイントが与えられ、これに對

して交付金年間最大5千円を交付する制度です。

ボランティア活動を通じた高齢の方の介護予防を目的としています。地域貢献や社会参加活動をすることで、より元気に、そしてイキイキとした地域社会になることを目指しています。

近所の家庭のごみ出しなど、活動範囲を拡大します

制度開始から3年目を迎えるにあたって、昨年度行った介護支援ボランティア制度登録者へのアンケートでも多くの方から要望のあった、在宅高齢者へのちよっとした支援

をボランティアの活動範囲として拡大します。

具体的には、高齢などにより階段の上り下りが難しい近所の方のごみ出しなどが、新たに活動実績(スタンプ押印)の対象になります。このようにすることでお困りのことがありましたら、気軽に社会福祉協議会ボランティアセンター(☎398・3800)までご連絡ください。

東京ウェルティは、介護支援ボランティア制度を応援しています

東京ウェルティは、介護予

防の分野でも稲城市を応援しています。

今年度も、東京ウェルティ試合観戦特別プランへのご招待などの協賛をいただきます。



▲ウェルティ君

公営します 稲城市介護保険運営協議会委員

市では、介護保険事業の円

広報いなぎ 平成21年8月15日

いなぎ社協だよりふれあい通信（平成21年4月号、5月号、平成22年3月号）により市民への周知を行った。

「介護支援ボランティア」評価ポイント変換のお知らせ

稲城市で全国に先駆けて始まった介護支援ボランティアは実施2年目を迎え、約300名の方に登録していただきました。

今年度、介護支援ボランティアとして活動された方は介護支援ボランティア手帳（健康に心配なし手帳）に押印された活動スタンプを評価ポイントに変える手続きを行ってください。ボランティアセンターで受付いたします。また、2009年度の手帳もお渡しいたします。

※活動スタンプが10回未満の方は評価ポイント（交付金）の対象とはなりません。



ふれあい通信 平成21年4月号

「介護支援ボランティア」 新しい手帳はお持ちですか？

新年度に入り、新しい「健康に心配なし手帳」介護支援ボランティア手帳」を配布しています。活動先施設・団体、市役所、ボランティアセンターでお受け取りください。



介護支援ボランティア制度は、65歳以上の方を対象に行っています。ご高齢の方がボランティア活動を通して、地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的に始めました。ボランティア活動で、たくさんの方々と知り合ったり、自分が来るのを楽しみに待っていてくれる方がいて、励みになるという感想が多く寄せられています。

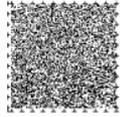
ボランティア活動は、ボランティアの皆さんが得意なこと、できることを無理のない範囲で行っていただくものです。

得意な芸能を披露したり、洗濯物をたたんだり、施設の庭の手入れ、

6

お話し相手など様々な活動があります。ボランティア活動の経験がない方、どの施設や団体で活動を行えばよいかわからないなどのご相談は、ボランティアセンターでお受けしています。お気軽にご連絡ください。

ふれあい通信 平成21年5月号



ボランティア情報



ふれあい通信

平成22年
(2010年) 3月号
第285号

発行：社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター
所在地：東京都稲城市百村7番地 稲城市福祉センター内/電話：042-378-3800(直通)/FAX：042-378-4999

「介護支援ボランティア」 評価ポイント変換のお知らせ

稲城市が全国に先駆けて始めた介護支援ボランティア制度は、実施3年目を迎え378名(1月25日現在)の方に登録していただきました。

今年度、介護支援ボランティアとして活動された方は、介護支援ボランティア手帳(健康に心配なし手帳)に押印された活動スタンプを評価ポイントに変える手続きを行ってください。

※活動スタンプが10回未満の方は、評価ポイント(交付金)の対象とはなりません。また、交付金を希望されない方は、手続きの必要はございません。



▽手続き場所…稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

「掛けて安心ボランティア保険」

ボランティア活動にも保険がある

のをご存知ですか？

ボランティアセンターでは、毎年1500名を超える方がボランティア保険に加入されています。この保険は、ボランティア活動をする皆さんが安心して活動を行えるように、活動中の様々な事故によるケガや賠償責任を補償するものです。ボランティアセンターでお申し込みください。

▽掛け金…3000円

▽補償期間(保険期間)…平成22年4月1日～平成23年3月31日の1年間

※補償期間の途中での加入もできます。その場合の補償期間は、加入日から翌年3月31日までとなります。

ボランティアのUJUS

「地球のステージ」ありがたの物語」映画上映会

大人の心も子どもも優しくなれる、そんなドキュメンタリー映画です。一人の日本人医師の活動を通して紛争地や被災地でたくましく生きる子ども達の姿が描かれています。子ども達の笑顔は見る者に感動を与え、平和の尊さを教えてくれます。

当日は、社協登録ボランティアグループの紹介もあります。どなたでもご参加いただけます。

9 21年度実施に際してのスケジュール

21年度実施に際してのスケジュールは、概ね以下のとおりである。

- 平成21年4月
 - ・管理機関委託契約（稲城市・管理機関（社会福祉協議会））
 - ・評価ポイント付与開始
- 7月
 - ・評価ポイント転換交付金申請受付開始
- 8月
 - ・転換交付金交付開始
 - ・活動記念グッズ（サンバイザー・うちわ）配付
 - ・介護支援ボランティア受入機関等意見交換会実施
- 10月
 - ・稲城市介護支援ボランティア制度の方向性を検討するためのアンケート調査（電話アンケート調査）実施
 - ・登録者向け研修会（ボランティア入門講座）
- 11月
 - ・稲城市介護支援ボランティア週間実施
 - ・東京ヴェルディ試合観戦特別プラン無料招待
- 平成22年1月
 - ・登録者向け実施状況アンケート調査実施
- 2月
 - ・登録者向け研修会（傾聴ボランティア講座）
- 3月
 - ・介護支援ボランティア受け入れ機関アンケート調査実施
 - ・地域支援事業交付金精算
（稲城市・管理機関（社会福祉協議会））

10 平成19年度・20年度決算額、平成21年度決算見込み額及び
平成22年度予算額

平成19年度決算額 464,908円（市で予算計上）

区 分	金 額
報償費 介護支援ボランティア制度評価委員会委員報償	178,200円
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	155,983円
需用費（印刷製本費） 介護支援ボランティア制度評価委員会報告書等印刷	130,725円

平成20年度決算額 830,848円（管理機関への委託）

委 託 料 の 積 算 内 訳	金 額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	244,708円
役務費 振込手数料 郵送料	61,200円 27,840円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	44,100円
負担金補助及び交付金 転換交付金（153人）	453,000円

平成21年度決算見込み額 1,104,458円（管理機関への委託）

委 託 料 の 積 算 内 訳	金 額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	218,379円
役務費 振込手数料 郵送料	91,640円 27,920円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	44,100円
負担金補助及び交付金 転換交付金（207人）	705,000円
消費税	17,419円

平成22年度予算額 1,675,000円（管理機関への委託）

委託料の積算内訳	金額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	194,000円
役務費 振込手数料	113,000円
郵送料	38,000円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	45,000円
負担金補助及び交付金 転換交付金	1,099,000円
事務管理料	148,000円
消費税	38,000円

第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況（平成21年度）

1 介護支援ボランティア登録者数の状況

介護支援ボランティア登録者数は381人（うち昨年度末登録者は299人、今年度新規登録者は82人、平成22年3月31日現在で転出や死亡等による資格喪失者は8人）であった。登録者の年齢構成は、次表のとおりである。

（平成22年3月31日現在）

年齢区分（才）	男性		女性		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
65-69	24人	6.3%	99人	26.0%	123人	32.3%
70-74	28人	7.4%	107人	28.1%	135人	35.5%
75-79	24人	6.3%	60人	15.7%	84人	22.0%
80-84	4人	1.0%	22人	5.8%	26人	6.8%
85-	2人	0.5%	11人	2.9%	13人	3.4%
合計	82人	21.5%	299人	78.5%	381人	100.0%

2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者

平成21年度登録者381人のうち評価ポイント申請者数

1,000ポイント	30人	30,000ポイント
2,000ポイント	50人	100,000ポイント
3,000ポイント	17人	51,000ポイント
4,000ポイント	27人	108,000ポイント
5,000ポイント	84人	420,000ポイント
合計	208人	709,000ポイント

平成21年度登録者381人のうち交付金申請者数

1,000ポイント（=1,000円）	29人	29,000円
2,000ポイント（=2,000円）	51人	102,000円
3,000ポイント（=3,000円）	17人	51,000円
4,000ポイント（=4,000円）	27人	108,000円
5,000ポイント（=5,000円）	83人	415,000円
合計	207人	705,000円

3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況

介護支援ボランティア受入指定を受けた団体は18団体であった。

内訳は、社会福祉法人が5団体、株式会社が5団体、NPO法人が4団体、医療法人が1団体、公共団体が1団体、有限会社が1団体、その他の団体が1団体であった。

指定を受けた活動内容は、「(1)レクリエーション等の指導、参加支援」が17団体、「(2)お茶だし、食堂内の配膳、下膳などの補助」が12団体、「(3)喫茶などの運営補助」が8団体、「(4)散歩、外出、館内移動の補助」が11団体、「(5)行事等の手伝い(模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など)」が15団体、「(6)話し相手」が15団体、「(7)その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動」が13団体であった。

(参考) 介護支援ボランティアの受け入れ団体の指定申請の受付状況

指定団体名など (全 18 団体)	活動内容 (※)							
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
稲城市 (介護予防推進事業)					対象			
稲城市社会福祉協議会 (ふれあいセンター事業)	対象				対象	対象	対象	対象
ペアウェル多摩川	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
NPO法人 支え合う会みのり (高齢者会食会など)	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
ベストライフたま	対象		対象	対象	対象	対象	対象	
平尾会 (ひらお苑)	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
博愛会 (ハーモニー松葉)	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
いなぎ苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
いなぎ正吉苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
NPO 法人 NPO ふれあい広場 ポーポーの木	対象		対象		対象			
ヒルトップロマン	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
ニチイホーム稲城 (旧桜湯園稲城)	対象					対象	対象	
稲城市赤十字奉仕団	対象				対象			
NPO法人 はじめのいっぽ	対象	対象		対象	対象	対象		
アクアメイト稲城通所介護事業所	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
Sアミーユ稲城矢野口	対象	対象	対象	対象		対象		
NPO法人 稲城・なごみの家	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
稲城市柔道接骨師会デイサービス	対象					対象	対象	

活動内容 (※)

- (1) レクリエーション等の指導、参加支援
- (2) お茶出し、食堂内の配膳、下膳などの補助
- (3) 喫茶などの運営補助
- (4) 散歩、外出、館内移動の補助
- (5) 行事等の手伝い
(模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など)
- (6) 話し相手
- (7) その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動
- (8) その他
(ごみ出しなどのちょっとしたボランティアなど)

介護支援ボランティア活動範囲の拡大

4 介護支援ボランティア活動範囲の拡大

【内容】

平成19年度9月より実施が始まった稲城市介護支援ボランティア制度が平成21年9月から3年目を迎えることにあたって、20年度に実施した介護支援ボランティア制度登録者アンケートでも多くの方から活動の要望があった、在宅高齢者へのちょっとした支援をボランティアの活動範囲として拡大した。

具体的には、高齢者独居や高齢者のみ世帯などで、階段の上り下りなどでごみ出しが難しい方などに、近所の方が見守りをおこなってごみ出しを行うことが活動実績の対象に加わった。

【開始時期】

平成21年9月1日より

【受入機関】

稲城市社会福祉協議会

【周知方法】

- ・本報告書7ページにあるように、広報いなぎ8月15日号への掲載。
- ・次ページに掲載したチラシ（両面）を平尾住宅（高齢化率の高い公社住宅）へ全戸配布。
- ・次ページに掲載したチラシ（両面）を大丸地区（高齢化率の高い地区）の都営住宅の各棟へ掲示。
- ・次ページに掲載したチラシ（両面）を各自治会にて回覧。
- ・その他、民生委員、地域包括支援センター、居宅介護支援専門員等の会議等で伝達。

「最近ゴミ出しが大変で、、、」「電球が換えられなくて、、、」という方へ

ゴミ出し
電球交換など

日常生活のちょっとしたこと

地域のボランティアが お手伝いします



ゴミ出しやたんすの移動など日常のちょっとしたこと、お手伝いします

稲城市内に在住の方で、高齢や障害などにより、ゴミ出しや電球の交換、たんす、ベッドの移動など、日常のことでお困りの方、ボランティアセンターにご相談ください。ご協力してくださるボランティアをボランティアセンターがご紹介します。



対象：市内在住の高齢者のみ世帯、障害者 ※その他ケースによりご相談承ります。

内容：ゴミ出し、電球交換、家具の移動他 ※内容によりお引き受けできない場合がございます。

費用：無料

ボランティアも同時募集！

ボランティアを始めたい、何か地域のためにできないかと思っている方、まずはボランティアセンターにご相談ください。活動内容やボランティア保険についてご説明いたします。

ボランティア登録後、ご近所よりボランティア依頼があった時に活動をお願いいたします。

※高齢者世帯のゴミ出しについて、平成21年9月1日より新たに
介護支援ボランティアの活動ポイントの対象となります。

(高齢者世帯のゴミ出し以外の活動はポイント対象外です)



お問合せ・依頼先：

稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

電話 042-378-3800



【ご依頼のながれ】

- ①まずはボランティアセンターにご連絡ください
依頼内容を確認いたします。
確認のため訪問させていただくことがあります。



②ボランティアの紹介

ボランティアとの顔合わせを行います。

地域の支え合い推進のため、またボランティアの負担を軽減するために、なるべくご近所のボランティアを紹介いたします。特にゴミ捨てなどは毎回のこととなりますのでご近所の方にご協力をお願いしています。



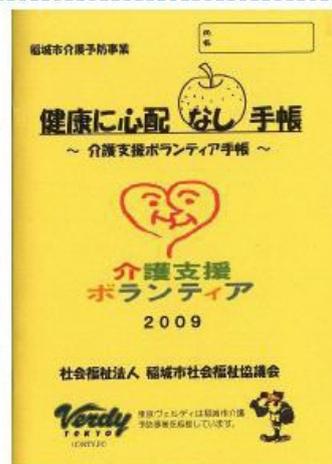
③活動開始

活動にあたって何か問題等が生じた場合、ボランティアセンターが相談・調整いたします。



【介護支援ボランティアについて】

介護予防事業の一つとして、市内の65歳以上の方がボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としています。介護支援ボランティア登録後、指定のボランティア活動を行うと介護支援ボランティア手帳にポイントが付与され、これに対して交付金を交付する制度です。ぜひ、介護支援ボランティア制度に参加してください。詳しくはボランティアセンターへお問い合わせください。



【社協会員加入のお願い】

社協会員とは、社会福祉協議会（社協）の仕事をご理解いただき、社協を財政的に応援してくださる方々のことです。「地域のために何か協力したいけれど、忙しくてなかなか活動ができない」「もっと、みんなが安心して暮らせる稲城にしたい」という方、ぜひ会員となり、私たちの事業を支えて下さい。

会員区分	会費額(1口)
一般会員	¥500-以上
賛助会員	¥1,000-以上
特別会員	¥3,000-以上



福祉センター窓口でご加入いただけます。ご協力お願いします。

5 介護支援ボランティア週間の実施

【経緯】平成20年度に厚生労働省が11月11日（いい日いい日のゴロ合わせ）を介護の日と定め、各自治体において介護に対する啓発を行うように促している。

このことをうけて、介護・介護予防についての啓発を行うとともに介護支援ボランティア制度の周知及び活性化を目的として、平成21年11月9日～11月15日まで（11月11日の介護の日を含む月曜から日曜までの1週間）を稲城市介護支援ボランティア週間と定めた。

【名称】稲城市介護支援ボランティア週間

【期間】介護の日（11月11日）を含む月曜から日曜までの1週間とする（平成21年度は11月9日から11月15日まで）

【内容】稲城市介護支援ボランティア週間に介護支援ボランティアとして活動した場合、通常の2倍のスタンプを獲得することができる。上限もこの週間においては1日4スタンプとする。（稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱第5条6におけるスタンプ押印規定を、この週間においては1時間程度の活動で2スタンプ獲得、2時間以上の活動で4スタンプ獲得とする。）

なお、実施内容を決定するにあたり、平成21年10月に実施した「稲城市介護支援ボランティア制度の方向性を検討するためのアンケート調査（電話アンケート調査）」において要望が多かったポイント2倍キャンペーンを実施することとした。

稲城市介護支援ボランティア週間実施要綱

1 趣旨・目的

平成 20 年に厚生労働省は、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者及びその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から高齢者や障害者等に対する介護に関し啓発を重点的に実施する日として「介護の日」を制定した。

この趣旨を受け、市においても広く市民に対して、介護・介護予防についての理解と認識を深めるとともに、介護支援ボランティア制度の周知及び活性化を目的とし実施する。

2 実施期間

11 月 11 日の介護の日を含む月曜日から日曜日の 1 週間とする。

3 実施期間中の実施内容

(1) 稲城市における実施内容

ア 稲城市介護支援ボランティア週間に係る広報活動（広報に記事掲載、介護支援ボランティア懸垂幕やポスターを利用した市民への周知等）

イ 介護支援ボランティア受入機関等への協力依頼（協力依頼及び周知ポスター掲示依頼等）

(2) 介護支援ボランティア受入機関等における実施内容

稲城市介護支援ボランティア週間に介護支援ボランティアとして活動した場合、受入機関等は通常の 2 倍の評価（スタンプを押印）をすることができる。上限もこの週間においては 1 日 4 回（4 スタンプ）までとする。

（稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱第 5 条 6 について、この期間中以下のように読み替える。

受入機関等は、介護支援ボランティア活動を 1 時間につき 2 回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を 1 日において 2 時間以上行った場合又は 2 か所以上で行った場合については、当該活動を 4 回までとして評価するものとする。）

付 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 23 日から施行する。（平成 21 年度の週間は 11 月 9 日から 11 月 15 日までとする。）

(参考資料・稲城市介護支援ボランティア週間 周知用ポスター)

11月11日は
いい日いい日の介護の日！！



介護支援
ボランティア

稲城市

介護支援ボランティア週間

11月9日(月)から

11月15日(日)まで

稲城市介護支援ボランティア週間とは…

平成20年度に厚生労働省が制定した「介護の日」(いい日いい日のゴロ合わせで11月11日)にちなんで、市民の介護についての理解と認識を深めるとともに、介護支援ボランティア制度の周知と活性化を目的として実施されます。

この期間における介護支援ボランティア活動に対してはスタンプが2倍押されます。

普段活動されている方も、まだ活動されていない方も、奮ってご参加ください。

この期間は
スタンプ2倍！！



●問い合わせ

<稲城市介護支援ボランティア週間について>

市役所福祉部高齢福祉課介護保険係

電話 042-378-2111

(内線282, 283)

第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査（平成21年度）

1 調査目的

介護支援ボランティア登録者について、介護支援ボランティア活動状況並びに制度への感想・要望を明らかにし、今後の制度運営への資料とする。

2 調査方法等

1. 調査対象 介護支援ボランティア登録者 365人
2. 調査方法 郵便による送付・回収
3. 調査時期 平成22年1月
4. 回収結果 有効回収数 162 (44.38%)

3 調査結果

1. 介護支援ボランティア制度について・・・大多数が良い制度であると評価しているが、見直しが必要と考える登録者も少数ながらいる。
2. 評価ポイントの活用方法・・・今までどおり現金の交付を希望する登録者が約半数を占めた。続いて、市内商品券と1割強の登録者が回答した。また、稲城市内の特産物・姉妹都市大空町の特産物に回答した登録者を合計すると約1割を占める。少数ではあるが、将来の自分の介護サービス費として使いたいという回答もあった。
3. 介護支援ボランティア週間について・・・やる気がでる、友人に参加を促せる、週間では短いので月間にした方がよいなど肯定的な意見が多かったが、少数ではあるがやる気を損なうという回答もあった。
4. 制度についての自由記載・・・肯定的な意見として、自分自身が元気になる。色々勉強になる。健康でいるあいだは続けていたいなど。否定的な意見として、純粋なボランティアは見返りを求めないと思うなど2件。制度改善などについては、ポイントの上限を上げて欲しい。自分の介護が必要になったときにポイントが使えるようにして欲しいなど。その他の意見としては、自分がお世話になる頃までぜひ続けていただきたいなど。
5. 介護認定の有無・・・大多数が認定は受けていないが、要介護認定者も少数（5人、3.1%）ながら登録している。

6. 21年度介護支援ボランティア活動の有無・・・21年度に介護支援ボランティア活動をされたと回答した登録者は8割を超えている。
7. 活動場所数について・・・約半数の方が、1ヶ所での活動と回答している。2ヶ所以上で活動していると回答した登録者は全体の27.8%となっている。
8. 活動の種類・・・多岐に渡っている。昨年度の調査よりも、全ての活動に満遍なく活動が広がっている傾向にある。
9. 健康観の変化・・・張り合いが出てきた、健康になったと思うという良い健康観の変化を感じている回答が4割以上あり、また体調を崩したと回答された登録者はいなかった。
10. 活動上の困り事の自由記載・・・ボランティア活動グループ内や活動上での問題、活動場所までの交通機関での困り事や要望、行政・制度への意見などがあった。

介護支援ボランティア制度アンケート

該当する項目に○印、またはご記入してください。

ご記入後のアンケートは、同封の返信用封筒をご利用になり、稲城市役所介護保険係へご返送ください。締め切りは、平成22年1月25日です。

1. 介護支援ボランティア制度について、どのように思いますか。(ひとつのみ回答)

(有効回答数162)

①良い制度だと思う	132人	81.5%	②普通の制度だと思う	6人	3.7%
③見直しが必要だと思う	17人	10.5%	④その他	0人	0%
無回答	7人	4.3%	合計	162人	100%

2. 評価ポイントで、選びたいと思うものはどれですか。(いくつでも回答可)

① 今までどおり現金(振込)	131人	54.4%
② 市内の特産物	12人	5.0%
③ 市内の商品券	32人	13.3%
④ 姉妹都市北海道大空町(旧女満別)の特産物	14人	5.8%
⑤ ヴェルディの試合観戦や記念品	2人	0.8%
⑥ 市内日帰り温泉施設など娯楽施設の優待券など	13人	5.4%
⑦ その他	22人	9.1%
無回答	15人	6.2%
合計	241人	100%

⑦その他のご意見

市の活性化には②③④が必要と思います。
遠方に住む親とかにポイントが利用できる全国的なネットワークに発展してほしい。
将来自分が支援をうける立場になった時に役立つポイントを作してほしい。
自分への保存ポイントとして残せる様にしていきたい。
現金で頂く分を個人の介護の時に利用できればと思う。
自分が支援を受けるとき利用できるポイント蓄積。
自分が将来介護保険ボランティアを受けるためのポイントにしたい。
感謝状など。
代金をもらったとしたら施設等へ寄附する。
他の施設の見学会・お話を聞く会。
私達(ボランティア)が将来介護が必要になった時、そのポイントに応じたサービスが受けられると良いと思います。
どれでもよい。そんな制度がありましたか？
年齢が高いのでせつかくの⑤はあまり・・・。
人は共に生きるという事なので特にポイントは不要と思う、強いて言えば②。
評価ポイントとは何かわからない。
両膝痛でボランティアはやっていけませんので書けません。

⑤は不要だと思います。
サンバイザーをいただきましたが市内で使用している人をぜんぜん見かけない。記念品は不要と思う。
ボランティアの評価ポイントに疑問あり。
記念品はいらない。
いらない。
使用しない物品をいただいても処分に困ります。

3. 11月11日の介護の日にちなんで今年度は稲城市介護支援ボランティア週間を制定しポイント2倍キャンペーンを実施いたしました。このようなキャンペーンについてお考えをお聞かせください。(ひとつのみ回答)

(有効回答数162)

① やる気がでる	53人	32.7%
② やる気を損なう	6人	3.7%
③ 友人に参加を促せる	12人	7.4%
④ 週間では短いので月間にした方がよい	37人	22.8%
⑤ その他	33人	20.4%
無回答	21人	13.0%
合計	162人	100%

⑤その他のご意見

とても良い制度だと思います。自分自身にとっても励みになります。
思わず楽しくなりました。
キャンペーン自体は良い事だと思う。回数は財政が許す範囲で良いと思う。
ありがたいと思う。
意味がない。ポイントをもらうためにしている事ではないのですが。
得るものを求めるものではないと思う。
11/11 以前に規定の回数終了しましたので全く関係が有りませんでした。
又、この様な事があることは知りませんでした。この週だけでは意味がない様に思います。不公平感があります。
キャンペーンがあったことさえ知らなかった。私も施設も・・・。
2倍キャンペーンの意味が分からない。
キャンペーン実施を知りませんでした。11月11日が介護の日であることも知りませんでした。
キャンペーンを前もって知らせてください。後から知らされた。
このキャンペーンの事を知らなかった。
この制度のあることは知らない。
自分としてはポイントは関係ないのですがその事で参加してみたい人も居るかもしれませんね。
知らなかった。
知らなかったので実感がない。
スーパーポイントではない。必要なし。
制度への関心が高まってよいと思います。
全然知らなかった。
その制度を知りませんでしたのでもっと周知させて欲しい。
たくさんボランティアに参加出来ないのが今までのまま(2倍じゃなくても)で良いと思う。
「ほんの気持ちです」お金にしないで欲しい。
なくてもボランティアはする。
判断が難しい。
必要ない。

不公平感を抱くので必要なし。
不要と思う。
平日なので意味がない。
別に2倍にする必要はないと思います。
ポイント2倍よりPR活動。
ポイントがあるからボランティアをすることではない。
ポイント高は関係ない。
ボランティア週間についてわからなかった。
ボランティアの気持ちにそむく気がするので無しで良い。
ボランティアは普通が良い。

4. 介護支援ボランティア制度について、感じていることをご記入ください。

肯定的なご意見 30件

1年近く参加いたしましたが主人の病気で中断しました。その後自分自身が大病で、今現在元気になりましたがまだ参加はできません。いずれ私達も何かお世話になるかと思っておりますので、出来るときに人達のお役に立つ事をしたいと思っています。この制度は大賛成です。他の区・市に比べて幸せな市だと思います。
60歳代のボランティア希望者が増えているなら良い制度だと思う。
いづれはお世話になる可能性は高いことを考えれば大変意義のあることだと思う。
色々なことを学ばせてもらっています。(良い勉強になります。)
現在の制度で良いと思います。
最初はお金をもらうことに「ボランティア」の精神にそぐわないのではないかと少し抵抗を感じました。私自身が「なごみの家」運営に携わる事になりボランティアをお願いする立場になってみて「みかえり」というだけでなくみんな活動の成果を認め合う形としてよいのではないかと思うようになりました。
参加している人みな生き生きと楽しんでいるので大変良いことと思う。
自分自身が元気になる。
自分のやっている事が皆さんに喜んでいただけることに、非常に感謝している。健康でいる間は続けたいと思う。その上評価ポイントがいただけるのでとても得した気分です。
人生の順番でありお互い様精神でこちら側も色々勉強させて頂きながら笑いあり、はりがあります。健康にも良いと思います。
制度の有り無しに関係なく10数年間続けて来れましたので特別感じる事はありますが、気持ちとしてはあって良いことだと思っています。
大変良い事と思います。
大変良い支援制度だと思っています。人間は1人では生きてはいけません。年も取り老人になっていくわけですから今が丈夫でもいずれは介護支援をうけることになるかもしれません。従って機会があればボランティアをしたいと思っています。
大変良い制度だと思っています。元気な高齢者が社会で活動できる場をもっと増やして欲しいと思います。誠意で真面目な仕事への取り組みを評価してください。
ちょうど後期高齢者になったばかりですが、健康そのもの(体力年齢50~54歳)なので、少しでも社会のお役に立てることができよい制度だと思います。
月2回とふれあいセンターでの行事には参加していますが皆さん張り切ってやっています。良かったと思います。
仲間で80前後の方がいますが元気で生き生きと参加してくれているのを見るととても励みになっているのではと思います。
日本で最初に稲城市で始まった介護支援ボランティアとても良い事だと思っています。
年齢差の方々と一日楽しく笑顔で過ごせる事は、私の健康面でもとても良いことと思っています。身体の丈夫なうちは続けて行きたいと思っています。
非常に良い制度だと思っています。他区・他市の方々に羨まがられています。
ボランティアを受けている人達の元気な姿や一緒に学ぶ姿を見ると私自身も喜びを感じています。

ボランティア制度が出来たときはとてもおもしろい感じ。(ポイントを頂く事、そんなつもりで行ってなかった。)今はポイントがうれしいです。(図々しいなと思いつつながら。)
ボランティア活動は以前から続けていたので最初は特に感じませんでした。年度末には何かご褒美の様で嬉しく思います。
ボランティアを始めて約8年になりますが良い制度だと思います。励みになります。
毎回楽しみながら食事作りをさせていただいています。利用者さんが帰りに笑顔になって帰るのがとても私の励みになります。
良い制度だと思います。
良い制度だと思います。励みになりますので・・・。
良い制度だと思います。本来ボランティアはポイントなど全く無いものだと思いますがポイントが励みになると思います。 私自身は、昨年4月～7月で規定のポイントが終わりその後は完全なボランティアとして活動しています。今後もこのまま続けるつもりです。
良い制度だと思います。今一ヶ所、月に2回ボランティア活動をしております。
私はポイントに関係なく自分が元気なうちは何かお手伝いできる事があるかな？と思う気持ちでずっとボランティアをしています。 又、ポイント制度があるのでボランティアを始めた方もたくさん居ます。良い事だと思います。

否定的なご意見 2件

純粋なボランティアは見返りを求めないと思うのでこの制度は気持ちとして微妙です。
本来ボランティアの精神に反する事だと思っている。介護予防は他の方法で考えるべきだと思っています。 受け入れ側にも問題があると思っています。例えば2～3人位必要な所へ5～6人以上受け入れているなど。ボランティアをする人に最低限度のボランティア教育が必要かと思っています。

制度改善などに関するご意見 24件

2倍ポイントは良いと思いますが、上限が50個では不必要と思う。ポイント押印が120個あるが上限を100個位に上乗せが・・・少し見直しを願う。
今は元気でボランティア活動が出来るので自分自身が老いてボランティアの方々にお世話になるときに使用出来るようポイントを貯められる様になれば良いと思っています。(大変だとは思いますが・・・)自分のポイントが自分に使える。
色々な方が参加した方が良いと思うので知人にも進めています。交通費が出ないのが難点でした。
いろんな事に参加している人はこの制度を知っている人も多いと思いますがあまり出ない人は知らない人がいます。もう少し何かの方法で皆さんに知ってもらえるように出来ないでしょうか？
受け入れ先が余りの忙しさに何をしても良いのか聞く人もいず、洗濯室に通い1年程たちました。他の事の手伝いをと気にはしますが手を出せずにいます。新人にとって即戦力は難しく少々気後れしています。気楽に声をかけられる人がいて少しの時間でも指導していただけたら入りやすいのではと思いました。
お互い負担を感じないような制度にしたい。
お年寄りがボランティアをしているのですから介護支援だけでなくその他のボランティアにもポイントをつける制度を考えてください。他の自治体ではラジオ体操や歩け歩け等に参加したのものにもポイントをつけているとの事。私は(読み聞かせ)学校・老人福祉会館・華道指導等しています。
介護支援ボランティアとはどんな事をするのか分からない人が多いのではないのでしょうか。私の友人も介護支援ボランティア制度は知っていても何をすればいいのかわからない友人が多い。(もっと具体的に。説明不足だと思います。)
介護の日になみボランティア週間は良いと思いますがポイント2倍は？
機会があったらボランティアに参加してみたいと思う方がいらっしやると思いますので年1回くらい何かの方法で声をかけてはどうでしょうか？
交通の便が悪く不便な所に多いので行くのに難儀です。
現在老人会(団体)で活動していますが個人別にすると年5～6回ですのでポイントの対象になりませんので参加する人も少なくなっています(団体では50回程度です)。団体＝1個人と判定されれば如何だと思います。
参加させる工夫を重点的に！参加してしまえば日常活動。

参加して協力して下さる方の増加と市の統括活動が一体化できても、もっと有効な成果をめざせないか？
施設だけでなく近所の人に出来る制度にしてほしい。
施設等の職員さん(担当者)と年度初めに一年間の計画を話し合えるとよいと思う。
市民だけボランティア手帳があるけど川崎から 10 年以上も通っている人には何も無いのと思う。何か考えてほしいと思います。
点数制・現在は介護ボランティアに参加しています。 介護される立場になった時に自分に戻ってくる様な制度になれば家族の居ない方でも多少安心感がもてると！
年に 5000p ほどですがそれ以上にボランティアをしている人達が大勢いると思います。ポイントの繰越制度が出来るともっと良いと思います。
評価ポイント 50 ポイント以上のポイントの件、本人が要介護になった場合に利用できるとか、商品券、ファミリーレストランに 3 ヶ月に 1 回位孫と一緒にいける位の報酬があってもと言う女性ボランティアの話を聞いた。特に老人ホームのボランティアは重労働に感じる。 シルバーセンターに登録されている人達がボランティアに積極的に参加できるように一考をお願いしたい。話を聞いた事は私も 50 ポイント以上の点数に対しては何等かの報酬が必要。又今後長くボランティアを続けて行く健康であるかぎり。
ポイント制度は良い事だと思いますがボランティアの現金の頭打ちは納得いかない。
ポイントの上限の撤廃とポイントの全部を認めて欲しい。1000p 単位で切り捨ては困ります。
発足時のような「私もやってみたい」のムードは少しなくなったかな。と思います。又手帳を社協に取りに行くのも面倒な所もあり、もっと気軽に参加できないかと思っています。
ボランティアの参加者を増加させる事。特に若い 50 代女性が望ましい。

その他のご意見 28件

・地区により平均年齢の高い地域では若い人の参加が少ないです。 ・子供たちへの育成ボランティアが多くなる事を望みます。
1) 50 回以上 5000P になっていますが 60 回以上の時のポイント数(残高)何になるか？ 2) 評価ポイント 3) 交付金の上限は 5000 円(50 回～)以後はボランティアしても意味がない。
① 現在も一生懸命頑張っているが、かぜ等で休んだ時職員や期待して待っている皆さんに迷惑がかかるので申し訳ない気分です。 ② 童謡唱歌・演歌・流行歌・民謡等 200～300 曲のレパートリーがあり譜面なしでやっているのの後継者がいないのが残念。自分も満 79 歳になるので一代限りとは情けない。
50 代後半・60 代・70 代前半は祖母や老父母を見て来たこともあり関心も大きく、実際によく参加し自身の趣味や楽しみとの配分も出来ていたが、今 70 才半ばなり自身の体調の変化と共にその余裕がなくなってきたのを感じる。その経験からこの制度のキャンペーンはその出来る世代の方々に向けて大いに発信してほしい。
いつかお世話に成るので友人を誘って参加したいと思います。
介護支援に行こうと思って登録に行ったが具体的な仕事が分からずそのままになっている。
介護支援ボランティアに参加している方に公平に手帳をお願いいたします。
介護保険の利用がニーズに充分応えていないのに元気な人にボランティア活動を促進して一部の保険料をこちらへむけているのでしょうか。必要になった時、必要な援助ができるように工夫してください。
現在稲城市から川崎市へ引越しをされ 5 年位になりますが、毎週参加され一生懸命働いている方がおります。その方に対して私たちだけスタンプをいただくのが心苦しいと思っております。
参加すればスタンプをいただけるような方がいると思います。
自分の気持ちで参加していることなので邪魔にならないように職員さんの負担が多少なりとも時間的に楽になればいいな。と思っています。
食事会(食事の用意・テーブル・お茶沸かしなど)を務めさせて頂いております。
単発のボランティアと長期のボランティア活動と何か矛盾を感じるようになりました。
時には難しい利用者さんもおられますが、皆仲良くをモットーにお世話させて頂いております。
長く続ける為に自分の身体を大切に長続きしたい。
年に何回か仲間意識を醸成出来るような茶話会の開催。

ふれあいセンターでお手伝いしているが、この制度の事は知らない。
ふれあいセンターのコーディネーターが1日1000円もらっているのになおかつポイントを押しもらっているのは理解できませんね。(※)
ボランティア参加者の活動状況を知りたい・私にもお手伝いできる事があればやりたいので。
ボランティアということについて、このような制度にはちょっと考えることがあります。 日ごろお手伝い等は友達として出来たらいいと思いますが、私としては、とことんやることはしない、加減を考えながら関わる等、心がけたいと思っています。
まだ十分に理解されておらずボランティアをしている時はやる気をなくす事を言われた もうすぐ80歳になります。介護支援はできません。
私がお世話になる頃までぜひ続けていただきたい。
私は介護予防センターで同年令の方々と楽しく支援のお手伝いをして居ます。ボランティアの方が参加して下さることを願っています。
自分自身の老後の生活について参考になるので今活動しながら勉強になります。 「ボランティアすることにより自分が成長する事のない代償をもらうことが出来る」という経験をする機会を作るような施策を立ててほしい。
先月より特別養護老人ホームへ行ってコーラスをやり始めました。ホームの皆さんが私達と一緒にあって手をたたきながら思い出のある歌を歌っていると私も勇気をもらいます。とても喜んでいただいでいて1ヶ月が待ち遠しい1/26に2回目を行います。
手帳に印をもらうためのボランティアの会合。その他「もらえるものなら1円でも…」の精神が向上する事に繋がっている。
介護支援ボランティア制度は良いと思いますが、自分自身がボランティア活動に参加する気持ちになってほしいと思います。明日は我が身ですので助け合いの心で…。

※編集注…現在実際には、活動費が出る活動に対してはポイント対象外となっております。

5. 現在、要介護認定を受けていますか。

(有効回答数162)

① 受けていない	155人	95.7%	② 受けている	5人	3.1%
無回答	2人	1.2%	合計	162人	100%

(「②受けている方」の介護度の内訳: 要支援1…4人、要支援2…1人)

6. 今年度、介護支援ボランティア活動をされましたか。

(有効回答数162)

① 介護支援ボランティア活動をした	133人	82.1%
② 介護支援ボランティア活動をしていない	27人	16.7%
無回答	2人	1.2%
合計	162人	100%

※ ②に印をつけた方は、ここでアンケートは終わりです。

①に印をつけた方は、このまま裏面へアンケートをお進みください。

7. 介護支援ボランティアの活動場所は、何ヶ所ですか。

(有効回答数162)

(平成21年4月～12月の間で)

1ヶ所	77人	47.5%	2ヶ所	25人	15.4%
3ヶ所	9人	5.6%	4ヶ所	4人	2.5%
5ヶ所	2人	1.2%	6ヶ所	3人	1.9%
8ヶ所	1人	0.6%	13ヶ所	1人	0.6%
無回答	40人	24.7%	合計	162人	100%

8. どのような介護支援ボランティア活動をされていますか。(いくつでも回答可)

① レクリエーションの参加・支援	30人	11.4%
② お茶だし・配膳・下膳	27人	10.3%
③ 喫茶などの補助	20人	7.6%
④ 散歩・外出・館内移動の補助	13人	4.9%
⑤ 模擬店・会場設営・演芸披露などの行事の手伝い	16人	6.1%
⑥ 話し相手	28人	10.7%
⑦ 職員とともに行う補助的な活動	23人	8.7%
⑧ その他	72人	27.4%
無回答	34人	12.9%
合計	263人	100%

⑧その他の活動

絵手紙指導。
ふれあいセンターでお茶だしと話相手。
茶道。
ふれあい活動の支援、カラオケ世話活動。
ふれあいセンターで月 10 時間位。しかしこれには少しだが有償なのでこの定例会出席(月 1 回)に 2P づくのみ。
つまずき予防・骨折予防体操など認知症予防相談など。
苑内の樹木の整枝。
リハビリのためのビーズアクセサリ作りの指導補助。
高齢者向けの気功。
引率など。
老人ホームで茶会。
シーツ交換。
いなぎ正吉苑で書道。
洗濯の乾燥及び個人別洋服のたたみ。
デイサービスでの歌唄支援。苑での洗濯物たたみ。
給食作り。
月 3 回皆さんと一緒に歌を歌っています。大変喜んでくださいます。
ひらお苑の喫茶月 1 回。みのりの会会食会食事作り等。
月 2 回会食会。
ひらお苑のシーツ交換。

みのりの会で月1回9時から3時まで食事を作って食べていただく。楽しい会食会の用意と片付け。
デイサービスの方と陶芸をする。
老人ホーム・病院(入院患者)・学校・地域。
デイサービスの時間帯にピアノを弾いて歌の指導など。
書道クラブ。
お茶会・書道。
声かけられ自分に出来る事は補助的にしています。
書道。
洗濯物たたみ。
音楽(合唱)活動。
みのりでの活動。
シーツ交換。グループ変わらず15~6年続けています。
洗濯たたみ。
支え合う会みのり(食事作り)。
縫い物(介護用品など)。
縫い物。
包丁とぎ。
囲碁・将棋の相手。
絵手紙の指導。
洗濯たたみ。
絵手紙・洗濯物たたみ。
傾聴ボランティア。
有料老人施設「ベストライフたま」。
ふれあいセンター。
洗濯たたみ。
ふれあいセンター広報に関すること。
シーツ交換(1週間に1度)。
配食事業・会報の印刷。
洗濯たたみ。
ふれあいセンター活動。
つむぎ会(縫い物)。
お茶会の手伝い。
ふれあいセンターのコーディネーター。
シーツ交換。
囲碁・将棋の相手。
習字・民謡・民舞・カラオケ。
洗濯たたみ・ホームに行ってコーラス(1ヶ月に1回)。
麻雀の相手。
月1回1時間民踊、その後でその場に居られる(デイ・入所)の方一人ひとりと手を取り合ってお話出来る有意義に思います。
物作り等。
食事作り・利用者の方と手作り小物を縫う。
ふれあいセンター。
歌を一緒に歌う。
手遊び脳トレをさせていただいています。
洗濯物の整理。

⑧その他の活動に記入されていた介護支援ボランティア以外のボランティア活動

視覚障害を持った友人が複数いて'支援'という感覚を持たずお付き合いをしています。例をあげれば、お子さんの教科書や学校からのお手紙を読んであげたり。
支え合う会みのりの機関誌みのりの校正と製本。
日赤病院裁縫ボランティア。
支え合う会みのり配食を手伝っています。

9. 介護支援ボランティア活動として、この活動を始める前と現在では、健康面や精神面に変化はありましたか。(いくつでも回答可)

① 張り合いが出てきた	63人	34.2%
② 健康になったと思う	12人	6.5%
③ 変わらない	45人	24.5%
④ 体調をくずした	0人	0%
⑤ その他	26人	14.1%
無回答	38人	20.7%
合計	184人	100%

⑤その他のご意見

職員と話色々したい。
「ありがとう」の言葉はお互いの気持ちの中にある事を知りました。手助けの出来る自分の健康にありがとうと言っています。
張り合いを感じると共に精神的に疲れる面も多い。
21年4月から週2、定期的に休まず続けています。生活にメリハリがつきとても良かったと思っています。
地域を知る事。年代別による考え方の変化等。
・自分達が企画した事が出来ず職員の補佐になっているので楽しくない。でもそれも1つのボランティアなのかなと思いつつ高齢者の方にお会いするのを励みに行っています。
・手遊び歌の講習を是非企画してください。
健康でボランティアが出来る事に感謝している。
外出できるようになりました。
平成4年から色々なボランティアをしてきているので特に感想はありません。
勉強になる事が多く自分自身生活が豊かになったように思う。
病人を2人かかえての毎日。限られた時間ですが家を離れてその場所に出掛ける事が自分の張り合いになっている。この様な参加の仕方ですが、皆さんから理解して頂き心が癒されます。
ボランティアをさせて頂く事に感謝しています。
「お金が出るからやる」ボランティアって？ お金で釣っているボランティアって？ この制度市の税金の無駄？ ◎ボランティアをしたくなる「心」を育てることも大切。稲城の住民全員の優しさを培って行って欲しい。
「困った時の友人が真の友人」
ボランティア先で相手の方々から生きる(健康)勇気をいただき大変だと思う時もありますがプラス面が多く自分自身に張り合いのある生活が出来ています。
自分の子供時代は他家の子供にも声かけをして大人にしてくれました。その先輩たちも体力の弱った人もいますが故郷が遠いので簡単に手伝い恩返しが出来ないので少しばかりの活動をさせてもらっていますがそれを故郷ではそれで良いと喜んでくれるので嬉しく思っています。
サークルの友に会う楽しみ。
ボランティア活動時間(1・2時間)時間帯では終わらない時があるので困る時がある。
退職する前から続けているのでそのまま退職してからも続けています。1週間に1度グループで外食をしています。これもまた楽しいです。
健康について注意するようになった。
10年以上もたつと大変。
自身も100%健康ではありませんが何等の支えになっていると思います。
他のボランティアを紹介してほしい。出来る事であればもう少し(週1~2)やってみたい。
我々を待っていてくれる方がいると思うと健康でいなくては！間違わないようにとか、自分自身も心身とも活性化するようです。

先輩方の生き方過ごされ方参考になります。
私が活動している事で他の人が何か始めてくれるきっかけになることは嬉しいと思いますが、そのことによって多少なりともお金になるという事がちょっと引かかります。 だったら手帳を断われれば良いと思いますが熱心に手帳を勧めてくれる人をムゲにもできずどうすればよいのでしょうか？はつきり言って私としてはこの制度は変だと思えます。
前からボランティアをしたかった。

10. ボランティア活動を行う上で、困っている事等がありましたらご記入ください。

ボランティア受入機関やボランティアグループに関すること 12件

会の定例会で皆さんと話し合っております。
現時点では困った事はありません。 職員さん達が皆さん優しく親切で明るく楽しい職場です。とてもよい職場にめぐり合え良かったと思っています。利用者の皆さんも意欲的にリハビリに取り組んでいます。「明日は我が身」という気持ちで少しでも皆さんのお役に立てればと思い毎日一生懸命活動しています。
困っているのではないですが、市立病院の裁縫ボランティアをやっていますが、市立病院内の専用部屋が新型インフルエンザ関係で使用が出来なくなり、今城山体験学習館内の工房をお借りして作業をして居ますが、テーブルの上にミシンを乗せて使っているが置き場が悪く非常に疲れます。病院との連絡も大変そうです。 平成 23 年には健康プラザが出来そうですがその前に専用の部屋があるといいですね。
職員と共に広くやりたい。
責任問題: ボランティアだからいつだまって休んでも良い、との声に疑問を持ちながら具体的に休むときはどうしたら良いのか？
何でもいえる間柄なので「困っている」ことはありません。
活動している上で同僚との意識の違いに悩んでいる。年長の者は利用者によく、年少の者は厳しいなど。又利用者の不満は文句など、どの様に対応していくかなど。利用者(高齢者)がモンスター化している。認知症気味の方達への対応など難しい。
ボランティア活動中にお年寄りの方から話しかけられるが言葉が不明確な(言っている事が良くわからない)場合があり何と回答して良いか困る場合がある。(質問事項を聞き返すと短気で叱ってくる人がいる場合。)
ボランティア活動は頑張れますが役割分担があるのが大変です。
ボランティアをしていて気づくのは活動する所によって対応が異なる事。 勝手にやればと言った態度の所や丁寧な対応の箇所(施設)とがある。それは、対応する人が変わっても同じ施設ならば似たような対応である。忙しいからと言って言葉一つ満足に受け答え出来ない現状があることを理解していただきたい。何もお礼を言って欲しくて活動をしているのではない。入所者にも同様のことがおきているだろうと思うとぞっとする思い。
私はボランティア活動は仕事と思っています。仕事ですので休むことは出来ないと考えています。2 ヶ月で月 4 回ありますが人数集めるのに大変です。 休む時にはお電話くださるようになっていますが、いつもこちらからお電話で都合を伺っています。そうしないと人数 2 名で 3 回位したこともあってお電話して出席をお願いすることが大変です。 用事がその日なければ行きます。それはとても困りますね。どのグループも同じそうです。
私は百村・東長沼・大丸のふれあいセンターでコーディネーターをやっていますがポイントはどういう時につくのでしょうか(勉強不足ですみません)、ふれあいセンターでも聞く事が出来ませんので失礼だとは思いましたがお聞きしました。すみません。

行政・制度に関すること 2件

市役所の方針が一貫しているか？国の制度にふりまわされるのではなく、市民主権のために自立した政策・方針とゆき届いた施策を期待したい。市の政策として本気で支援する体制(経済的にも)やる気があるかどうか？やや疑問・・・。 担当部署の方々はずごく努力していると思うし感謝。ほんとはもっと金をかけなくてもやれるのでは・・・。
--

自分よりも自身が不自由な人、困りの人、地域の生活にアンテナを張っていつもとんでいっている。市職員の個人個人全員のボランティア活動(体験)を計画して、市民の気持ちになって良きリーダーとなってほしい。
市長はじめ市職員福祉課の職員にお願い。福祉体験を現場で経験し「お金さえ出せば・・・」という安易な考え方は、市民の福祉ボランティアをお金で釣っているのは失礼だ。お金に変えられない「愛」がある。その愛をいのまちにつなげていけたらと思う。

交通機関に関すること 3件

現在は自宅から施設まで自動車を自分で運転して往復していますが、年齢が 77 歳となったので自動車運転をやめようかと思っております。やめると遠いので自転車は無理。従ってバス利用となりますがバス代の負担が発生し経済的にボランティア活動が出来なくなりそうです。バス利用券を発行して頂けたら・・・。

交通に不便で困る。

交通の便がもう少し良いと助かります。

その他に関すること 14件

1 週間 2 時間でちょうど良い。(月 8 時間～10 時間にもなる)

60 才代からはじめて 7～8 年、目的を持った生活リズムで活動に参加して居ますが、体力が無いのでいつまで続けられるのかと思いつつやっています。

新しく人が入ってこないの・・・。

稲城市も高齢人口が多くなっていきます。ボランティアする若い人達も多くなってほしいと思います。若い人に多く参加して子供たちも一緒に行うような企画は出来ないもののでしょうか。大人と子供たちと一緒に楽しく行いたいものです。

お相手の要介護があがってきて手にあまることが出てきている。

傾聴をしておりますが、話がとぎれた時、相手の方の思い出話にここまで踏み込んでいいのか、と迷ってしまいます。

近所のゴミ出しで軽量なものならばお手伝い出来ると思います。

週 1 回 4 時間お手伝いをしておりますが、利用者さんと接する事が楽しく又教えられる事も多く充実してしております。何事も臨機応変にやっておりますので困っていることはありません。

ポイント参入していませんが定期的に(3年以上)現在 3ヶ所で歌独唱をして居ます。いなぎ苑本苑、三沢川サービスセンター、ハーモニー松葉等。以前は正吉苑、ベストラ이프たまも参加。

ボランティア活動を長期間している場合、家庭の事情もかわってくるとき、どのようにしてその活動から手を引くか。責任というものはボランティアにはなしとする考え方一方で、責任を又は指導力を社協はどの位考えているか？

みなさんがもっと参加してくださると良いと思います。

良い事・・・80才から90才の高齢者と話す事が出来て楽しい。自分がこの年齢になることを想像できる。困っていること・・・何もありません。

私自身障害者なので足が思うように動かず、きびきびとした若い人の様な動きがとれず困っていますが出来る限り一生懸命やっています。

私のボランティアはとても恵まれており現在困っていることはありません。

ご協力ありがとうございました。よろしければ別紙、介護支援ボランティア紹介募集へのご協力もお願いいたします。

介護支援ボランティア紹介募集 ～私と介護支援ボランティア～

皆様の介護支援ボランティア活動を作文や写真、俳句などお好きな手法で紹介してください。お寄せいただいた作品は、今後の介護支援ボランティア活動の広報活動等に使用させていただきますと考えています。

瀬川陸雄さん

今は家庭の事情で活動を休止していますが、今年度は4月から10月の間、毎水曜日にいなぎ苑に出向いていました。活動内容は主として囲碁または将棋の相手、そして配膳・下膳などの手伝いです。私自身昨年秋に後期高齢者となりましたが、いたって元気で体育の日の体力測定では50～54歳と認定されました。元気で頭がしっかりしている限りこの活動を続けるつもりです。自分自身の健康と生甲斐にもつながり一石二鳥だと思います。

なお、この2月あるいは3月からは家庭の事情が変わるので、活動を再開するつもりです。

志村かつえさん

ベストライフたまに、平尾絵手紙の仲間と月一回行きます。絵手紙の指導と毎月の誕生日の人数を聞いて誕生日カードを届けております。ベストライフの入所者も絵手紙の日を待っていてくれる人達が多くなりました。

毎年の第三公民館祭にはベストライフの人達の作品コーナーを作り出品してもらっており、自分達の作品を見て満足そうな顔に、絵手紙の指導(一緒に楽しむこと)をやって良かったと仲間の人達と話しております。

吉本渥子さん

百村、東長沼、大丸ふれあいセンターが発足した時からボランティアとして参加しました。働いていたので地域になじみがなかったのですが、利用者の方々やボランティア仲間の方々に親しくして頂き、やっと稲城に定着できたように思います。

2年半ほど前(2007年)、東長沼のバリアフリーのお宅の方が引越されるというお話がありました。住んでいる近くに安心して集える場を作り、ひとりぼっちの高齢者をなくしていきたいという思いを持った仲間と、稲城「なごみの家」を発足させました。2008年12月にはNPO法人として認定されました。

社会福祉協議会の御援助などで利用者の方も、ボランティアさんも増えてきています。現在介護支援ボランティアに該当する人は6人ですが他の人もまもなくそうなる人達です。そのボランティアさん達が各々の特技を発揮してデイサービスの内容を豊かなものにして下さっています。月2回のお食事会はお料理の上手な方々が担当しています。その新鮮でおいしい素材は自分の畑で穫れたものを提供して下さいます。又、なごみの家の庭の畑で季節ごとの野菜を栽培して下さいます。月1回、唱歌や童謡をいっしょに歌って下さる人、民謡を教えて下さる人、太極拳やストレッチを指導して下さいます。傾聴ボランティアをやって居られる方も来て下さり、お話相手になって下さいます。その接し方から多くのことを私たちは学んでいます。そのほかにもいろいろな形で知恵と力を出して下さいます。ひとりひとりの力とチームワークでこれからも楽しい場をつくっていききたいと思います。

なごみの家は財政的に苦しくボランティアさんにおやつ代まで自己負担して頂いているのが心苦しく、せめてこのくらいは解消していきたいです。

佐々木典代さん

月2回施設でお話し相手のボランティアをしています。4年に入ります。

お話し相手ですがその時の状態により歌と一緒に歌ったり絵本を読んだり楽しくその時を過ごさせてもらっています。

私はその時をよいコンディションで過せるよう健康面に気をつけています。

傾聴ボランティア“リスナー”の方

傾聴ボランティア“リスナー”でボランティア活動しております。傾聴という「相手の話にじっと耳を傾け、話をありのままに受け止め心に寄り添って聴く」という傾聴活動を通して、ともに楽しく有意義な時間を共有し互いに支えあうことを目的としています。(お話しを耳を傾けて聴き、相手の方が自分のことをわかってもらえたと感じ安心感を抱く(信頼感)様に、又話すことによって心が軽くなる様にお聴きしています。)

現在34名で市内6施設、施設内での個人、個人宅での活動しております。(これからは個人宅での活動が増えると思っています。)

匿名希望の方々・実名掲載の可否の回答がなかった方々

私は昔からやってきた手あそびレクリエーション、軽い体操等をさせていただいています。いろんな(昔の唄)唄にあわせて振り付けをして、手、足、体を動かすようにしています。皆さんとても喜んで待っていてくれるので私もいっしょに楽しんでいます。

昔はこども達との野外活動をしていましたが、今は、自分も高齢なので気持ちがわかるので、とても楽しく、あそばせていただいています。

これは感想ではありません、自分でやっている事を紹介させていただきました。

手芸、物作りのお手伝いをしていますが、初めは8人程いましたがだんだんやめて今は3人ですが入院されたり、今日は具合が悪いからと今は1人になってしまったが2月からは3人揃えると良いと思います。

尺八は一人でやっているの、写真などはない。

各場所でみんなと一緒に童謡を歌い、演歌や民謡を歌っていると自然に場の空気が盛り上がり、次回を楽しみに待たれている事はありがたい事です。どこの場所でも私の体調を気にかけていただき、恐縮している次第です。

ひらお苑の中の縫物ボランティアです。ぜひのぞきにきて下さい、毎週水曜日です。

ボランティア 今日笑顔と 手を持って を目標に、準備や心構えをしています。

でも続けることは辛いこと、大変なことが一杯あります。終わって帰る時に、「楽しかったよ」「又来てネ」と言われ握手やハイタッチで帰る時は「やってよかった」と私の心も満足します。いつもこうならよいのですが、アー今日は私自身が不満な活動だったと思う日も沢山あります。

ボラだからと言って適当はよくないのではと思っています。健康も大切です。今は出来ることに感謝しています。

私の場合は“音”なので、作品等はありません(トークと歌、ピアノ)。童謡、歌曲、唱歌、いわゆる昭和の流行歌、民謡(フォーク)etc 集まっている方と一緒に季節の歌を唄って、歌い終わった後、参加の皆さんが“歌っていーねー”と明るい表情に変わっているのを見ると自分自身も楽しくなります。

出来るだけ参加者の希望に応えられるよう、レパトリーも増やしたいと思っています。

昨年8月19日主人を亡くしました。いろいろしなくてはいけないことがあり10月からボランティアを再開しました。子供のいない私ですので一日中家にいると頭がおかしくなってしまうので11月から別の所へもいくようにしました。今まで片マヒの主人の面倒をみて暮らしてきましたのでボランティアへ行くことを仕事と頑張ってみたいと思っています。

ニヶ所とも生前主人がお世話になった施設ですので利用者の人達も主人のことを知っておられるのでご主人ねといってりんごをいただいたりやさしいことばをかけて下さるので、一時主人のことを忘れて洗い物をしたりして皆様の話をきいたり、少しずつ主人のことを思いだしても涙の量がへりました。利用者の人達はみんな器用でいろいろなものを上手につくって私のことも気にかけていただき毛糸の帽子もいただきました。皆様から元気をいただいております。

「老いの春 前向きに生き 今年こそ」「鮫鱈鍋 好物の夫 今は亡く」「初稽古 黒帯しめて りりしき子」「ふとん干 冬の匂いの 夢路かな」「罌鑠と 寅百才の 年賀状」「冷たさに 耐へかね急ぐ 家路かな」「軒の下 けなげな姿 冬ぼたん」「初鏡 杖をつきても 今年こそ」
(ボランティア活動の句でなくてすみませんでした)

私は、支え合う会みのり(NPO法人)にボランティアとして入って8年位になりました。月二回の会食会を楽しく利用者の皆さんと過していますが、私も含めてですが月二回の会食会と簡単にいいますが、それを実施するには役割分担があり(リーダー、会計、献立、買物 etc)どちらかといえば大変な仕事です。ですから時間もAM9:00-PM4:00、時間も長く、一言でボランティアとは……もう少し考えていかなくてはならないと、いつも思っています。

私はまだ介護支援ボランティアとして評価ポイントを頂いていますが、私よりも若い方はその評価はないのです。よく皆さん頑張っています。

私達ボランティアも60才以上の方が多く、50才までの方は、参加する方はなかなかおりません。地域のボランティアのチラシも入っていますが、私は近所におばあちゃん、足の不自由な方に、惣菜をさしあげたり、何かと気にし、それがボランティアではなくお互いに支えて生きていくのではないのでしょうか。

絵手紙書く 片手にこめた 嬉笑有り

「筆をもち 昔を思い 名前書く」

とっても楽しそうに習字を書き最後の名前を嬉しそうに書く様子がとっても可愛いー。

第4章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会

1 意見交換会の開催目的

介護支援ボランティア制度実施3年目を迎えるにあたって、受入機関等との情報交換を通して制度をより良いものにしていくこと、また受入機関等で制度運営上困っている点や疑問点などを解消することを目的として開催した。

2 意見交換会に向けたアンケート調査

意見交換会開催にあたって、受入機関等の現状や議題の選定等を目的としてアンケート調査を事前に実施した。

1. 調査対象 介護支援ボランティア受入機関等 18団体
2. 調査方法 郵便による送付・FAXによる回収
3. 調査時期 平成21年8月
4. 回収結果 有効回収数 18団体 (100.0%)
5. アンケート調査結果

介護支援ボランティアについて

問1 現在、介護支援ボランティアを実際に受け入れていますか。

答1

① 受け入れている	15機関	83.3%
② 受け入れていない	3機関	16.7%
合計	18機関	100%

問2 介護支援ボランティアは、週にどの程度活動していますか。

答2

① ほぼ毎日(週5日程度)	4機関	22.2%
② 3～4日程度	2機関	11.1%
③ 週1～2日程度	6機関	33.3%
④ 不定期	1機関	5.6%
⑤ その他	3機関	16.7%
無回答	2機関	11.1%
合計	18機関	100%

⑤その他の回答

年に数回、市の介護予防関係の事業がある時。
定例会議(月1回)、その他行事等。
受け入れ態勢はとっているが、今までに誰も来なかった。

問3 介護支援ボランティアは、1日およそ何人ぐらいの方が活動されていますか。活動のある日の平均人数でお答えください。

答3

0人	1機関	5.6%
およそ1人	5機関	27.6%
およそ2人	3機関	16.6%
およそ3人	2機関	11.1%
およそ4人	1機関	5.6%
およそ3～4人	1機関	5.6%
およそ5人	1機関	5.6%
およそ5～6人	1機関	5.6%
およそ30～40人	1機関	5.6%
無回答	2機関	11.1%
合計	18機関	100%

問4 ボランティア受入機関等としてこの制度についてご意見、ご感想、困ったこと、運営上の疑問などご記入ください。

答4

<p>ボランティアの方にお願ひするのは、講演会や介護予防大会などの時の受付、会場案内、駐輪場整理などです。担当係の職員だけでは、人数的に対応できないので助かっています。</p>
<p>①手帳を初めて交付する方を対象に年に1度講習会を行い、ボランティアの心得や制度について、第三者的にお話いただけるとありがたいです。 ②手帳の更新について、運営側よりボランティアの方にお知らせいただく方が良いと思います。</p>
<p>今まではレクリエーションの分野でボランティアの方をお願いしておりましたが現在お1人の方、専門にお庭の手入れ、営繕を積極的に行ってもらっております。こちらとしては大変助かっていますが反面恐縮に感じています。(とても無償では申し訳ないほどの実力のある方です。)</p> <p>施設の環境で今後何人もの方を受け入れることはちょっとむずかしいですが今後も注目してみたいと思います。</p>
<p>施設ができてからまだ2年足らずで、今、デイサービスの内容・日数の充実の途中です。来て頂いているボランティアさんには献身的にやって頂いており今後65歳になられた方々には介護支援ボランティアになって頂きたいと思っております。</p> <p>現在、運営上特に困ったことはなく、介護支援ボランティアさんはこの制度が励みになると言っておられます。</p>
<p>ボランティア活動の励みになっているようで参加する方々が楽しいようです。</p>
<p>現在ボランティアさんは社協さんからご紹介頂いている団体が多い。内容はほぼ余興が多い。施設内のそうじなど、普段スタッフの手が行き届かない様な所をお手伝い頂ける方も必要かと思っています。</p>

<p>受け入れ機関にはなっているが、該当者がありません。喫茶の業務は体力的に大変なのか、65歳以上の方はボランティアで来て下さる人がいません。 スタッフの中には、65歳以上の方がおりますが、こちらでバイト料を支払っているため、ボランティアには該当しません。 以上の理由で、受け入れは、辞退したいと考えています。</p>
<p>①手帳利用のためのボランティアが増えた。 ②元来行っていたボランティアの人には遠慮があるのか手帳を提出していない人がいる。 ③ボランティア保険の加入手続きがめんどろだ。 ④介護支援ボランティアが参加しやすくするには、ボランティア保険を市か社協で負担して欲しい。 ⑤ボランティアの研修の充実。</p>
<p>ボランティアの受け入れ、ぜひ行っていきたくと思っています。 ただ、どこまでボランティアさんにしていただいたらよいか、迷っています。(年齢もあるので。)</p>
<p>良い制度だと思います。更に範囲を広げこの制度を育てていくことを期待します。 ボランティアさんの中には遠慮してスタンプを押さない人が居て困っています。</p>
<p>主に傾聴ボランティアさんに来ていただいています。個別ケア面でとても助かっております。</p>
<p>現在施設入居者様がこの制度を利用しています。(入居時介護度あり、現在自立。) 毎日ボランティアをしていてスタンプを押してもらうのが励みになっています。</p>

ボランティアについて

問5 貴機関・施設ではボランティア受け入れの担当者はいらっしゃいますか。

答5 ①いる 担当者名 () ②いない

① いる	15機関	83.3%
② いない	3機関	16.7%
合計	18機関	100%

問6 貴機関・施設ではボランティアを最大で何人くらいまで受け入れることが出来ますか。また現在のボランティア受け入れ数は何人くらいですか。

答6

受入機関等	最大受け入れ可能数	現在の受け入れ数
社会福祉法人①	80人	80人
社会福祉法人②	回答なし	200人
社会福祉法人③	3人	2人

社会福祉法人④	80人	60人
社会福祉法人⑤	40人	25人
NPO法人①	回答なし	回答なし
NPO法人②	週2人	0人
NPO法人③	5人／日	2人／日
NPO法人④	10人	4人
株式会社①	回答なし	9～10人
株式会社②	10人	8人
株式会社③	10人	6人
株式会社④	10人	6人／月
株式会社⑤	1～2人	0人
有限会社	20人	6人
医療法人	4人	1人
公共団体	回答なし	13人
その他の団体	10人	5人

問7 ボランティアの受け入れ状況はいかがですか。

答7

① もっと受け入れたい	8機関	44.5%
② これ以上は受け入れられない	0機関	0.0%
③ ちょうどいい	6機関	33.3%
無回答	4機関	22.2%
合計	18機関	100%

問7に自由記載でいただいた回答

ボランティアの受け入れは飽和状態に近いと思いますが、して下さると来苑される方は断れないと思っています。
中学生の体験ボランティアを受け入れているので介護支援ボランティアは受け入れなくても良いと考えている。
現在の活動内容、利用者さんの数ではちょうどよいのですが、今後は徐々に増やしていきたい。

3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第

介護支援ボランティア受入機関等意見交換会 次第

日 時：平成21年8月25日(火)2時～3時30分

場 所：消 防 署 3 階 講 堂

開 会

議 題

1 介護支援ボランティア制度実施報告……高齢福祉課介護保険係

2 ボランティアについて……社会福祉協議会 ボランティアセンター

3 意見交換会……受入機関等のみなさま

1 スタンプの押し方について

例:どんな押し方の運用をしていますか? 担当者は決まっていますか?
遠慮して手帳を出さない人へはどうしていますか? 手帳を忘れた人はどうしていますか? 1時間に満たない人はどうしていますか?

2 ボランティアの受入について

例:来て欲しいけど集まらないがどうすればいいですか? 来て欲しいけど何をしてもらえばいいですか? 介護支援ボランティアで新しいボランティアが増えて困っていることがありますか?

3 その他

4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録

実施日時:平成21年8月25日 14時～16時

場所:消防署講堂

参加人数:受入機関等11団体13人出席

※⇒は管理機関側からの回答など

※意見交換会の発言順・会話の流れなどは考慮せず、受入機関等毎に今回の意見交換会で出た意見をまとめることで議事録とする。

【議題1】スタンプの押し方について(どのような押し方の運用をしているか、担当者は決まっているか、手帳を忘れた人はどうしているか、遠慮して手帳を出さない人へはどうしているか、1時間に満たない人はどうしているか等)

<p>施設に入るとすぐに事務所があり、相談員や事務員など必ず誰かがいるため、手帳を出してもらえばすぐに押すことができる。活動の最後に手帳を出してもらうことで統一している。</p> <p>ボランティアグループによって同じ活動を同じ時間しているので活動の把握はしやすい。ボランティアさんの活動台帳があり管理もしている。したがって、手帳を忘れたとしても次回押すことが出来る。大体活動の曜日などが決まっておりボランティアさんと顔馴染みになっているため、先日は手帳のスタンプ欄を見て前回押していないことに施設職員が気づき、ボランティアさんが手帳を忘れたとのことだったので押してあげるといふこともあった。</p> <p>困ったこととしては、以前活動の最初に手帳を預けようとする方がいた。紛失したりしても責任が取れないため、説明し、以後活動後に手帳を出してもらうことで徹底しているが、ボランティアさんは熱心な方ばかりで活動時間をごまかしたりなどのズルをする方もいないので、活動の最初にスタンプを押しても問題は無いと思う。</p>
<p>スタンプに関しては事務所で最後に押すようにしている。ただ、最初に押したとしても活動時間をごまかすような方はいない。ボランティアされている方は非常に熱心な方ばかりである。手帳を忘れられた方には次回押すようにしている。</p>
<p>運営に携わって朝から夕方まで活動する方も2個、会食会の盛付けなどだけして2時間きっかりの方も2個という点には不公平感があるように感じる。ただボランティア側からそのようなことを言われたことは特にない。</p> <p>また運営に携わる方は別日(前日など)に買い出しなどのボランティア活動をされている場合もある、こういう方にもスタンプを押せるようになると不公平感がやわらぐように思うのだが。</p> <p>⇒認めてよいと後日電話にて回答。</p>
<p>活動日誌で管理をしているので、手帳を忘れた方に関しても次回押印できるようにしている。</p>
<p>相談員が事務所で押印するようにしている。</p>
<p>イベントなどの時しか活動がなく、そこまで多いわけではないのでスタンプは手帳を都度出してもらって普通に押している。</p>

<p>1時間45分くらいでも2個押すようにしているがいいのだろうか。ボランティアさんによっては今日は2時間経ってないから1個でいいよとおっしゃる方もいるが、施設側からすれば「気持ちですから」と2個押すようにしている。</p> <p>スタンプの押し方としては帰りに事務所で押している。</p> <p>⇒1時間程度の活動で1個押すと考えれば押していただいて問題ない。施設側、ボランティアさん側、双方に気持ちいいようにスタンプを押してくださいと回答。</p>
<p>他の受入機関のお話を聞いて気づいたのだが、施設で野菜の栽培をされており、毎回お茶の時間にはお茶請けとして野菜を出せるほど収穫できている。その野菜に関して、デイサービスを開いている日については野菜の手入れをされている方にスタンプを押印しているが、どうやらデイサービスを開いていない日に関しても手入れをしてくれている方がいるらしい。詳しくは確認取れていないのだが、そういう場合にもスタンプは押してもいいのだろうか</p> <p>⇒確認を取ってもらって、実際そのようにボランティアとして活動されている方がいればスタンプを押してもいいのではないかと、受入機関とボランティアさん双方がしっくりいくように運用してくださいと回答。</p>
<p>レクリエーション・余興のボランティアの方がほとんどなので、活動の把握はしやすく、グループ毎でスタンプを押している。1名施設の園芸・営繕をしてくださっている方がいてその方に関しては施設で手帳を預かって、活動される毎にスタンプを押すようにしている（雨や炎天下でなければほぼ毎日のように来てくださっている、腕前もプロ級でボランティアでやってもらうのは非常に申し訳なく思い、シルバー人材などでお仕事としてされたらどうですかと勧めたが、本人は好きでやっているものでこれでいいとおっしゃっているとのこと）。</p>

【議題2】ボランティアの受け入れについて(来て欲しいがどの範囲までボランティアをしてもらえばいいか、ボランティア受け入れで困ることはないか、どのようなボランティアに来てもらいたいかな等)

<p>今後は朝ごはん、晚ごはんの下膳をしてくれるボランティアさんがいたら是非受け入れたい。昼ごはんは人手が足りているが朝、晩はなかなか人手が足りない。今は一人朝ごはんの下膳で活動してくれている方がいる。その方はどうせ朝早く起きてしまうからとボランティアに来て下さっている。他にもそういう方がいるのではないかと。時間は朝が7時45分～8時15分、晩が6時15分～6時45分くらい。</p> <p>また地道な活動をされるのが得意であったり希望される方には車イス清掃のボランティアさんも受け入れたいと思う。</p>
<p>今後入居者を対象にクラブ活動のようなものを定期的に行っていきたいので、週に1回程度書道や手芸などの講師として活動出来るボランティアさんを受け入れたい。</p>
<p>以前にボランティアで洗濯物たたみなどを頼んでいたこともあったが、間違いなどもあったり、プライバシーの問題もあるので、基本的に業務に関するボランティアは受け入れない方針。今後もレクリエーション・余興などのボランティアは受け入れたい。</p> <p>レクリエーションの方たちは踊りや歌の披露など、自分も楽しみたいし入居者も楽しませたいという気持ちで、楽しみながら活動されている。</p> <p>園芸・営繕をされている方に関しては、縁あって来て下さっているとはいえ本当にありがたいことと感じている。</p>

まだ実際にボランティアさんを受け入れてはいないのだが、ボランティアさんには主に傾聴をして欲しい。時間としては 15 時～17 時くらいのをあいだなのだが、時間が中途半端ということもありなかなかこの時間にボランティアとして入れる方はいないのだろうか。また以前他の市でボランティアの受け入れをしていたことがあるのだが、そこでは華道の講師で高齢の方だったためボランティアの度に施設側からの送迎が必須であった。稲城市のこの制度ではみなさんやはりボランティアさんに対して送迎をされてらっしゃるのだろうか。

⇒他の受入機関等の方々にも確認を取った上で、通常ボランティアさんは自分で来て自分で帰ると回答。

以前に説明で聞いたボランティアさんが活動される際には必ず施設職員が立ち会わなければならないというのを重く解釈しており(例えば余興で手品のボランティアを受け入れる場合には施設の職員も手品を練習して一緒に披露しなければならないのではないかな等)、介護支援ボランティアの受け入れには躊躇していた部分があった。しかし、今回色々話しを聞くうちに、そうではないことがわかり今後は制度のあり方に極力合わせながら受け入れを行っていきたいと思う。

ボランティアの受け入れに関しては書道や手芸などの講師として活動出来る方がいれば是非お願いしたい。

⇒施設職員の立ち会いというのは、いざ事故が起こった際などにボランティアさんは責任をとれないため、すぐに手を出せる範囲で目を配っていただきたいという意味であると説明。今後の受け入れをよろしく申し上げますと回答。

こちらの活動だけだとスタンプを 10 個ためることが出来ない方もいる。他の施設でも行事などの時に単発でボランティアの受け入れを行っているのであれば告知を出して広く受け入れを行っていただけるとよいと思うのだがいかがだろうか。

⇒他の施設側から、盆踊りや納涼祭などの行事でもボランティアの方に来ていただいているが、そんなに大量の人手が必要なわけでもないので大体普段施設にボランティアに来てくださっている方にお声掛けして何名かの方に来ていただいているのが現状であると回答があった。

【その他】議題に関わらず自由に意見交換をしたもの

以前の説明会ではスタンプは翌年度以降に持ち越せるというお話だったと思うが、変わったのだろうか。

⇒制度発足当初からスタンプを翌年度以降に持ち越すことは出来ない。スタンプをポイントに変換すればポイントは持ち越すことは可能であると回答。

高齢者世帯のゴミ出しなどのちょっとしたボランティアに活動範囲を拡大することだが、母子家庭世帯や障害者世帯などでも家の電球交換など困っているところはあると思うのでボランティアに来てもらえたりしたらありがたいと思う。実際我が家にも来ていただけたらありがたいのだが。

⇒今回の活動範囲の拡大は介護支援ボランティアの活動対象としての拡大であり、実際母子家庭世帯や障害者世帯などでのちょっとしたボランティアに関しては介護支援ボランティアとしての派遣は出来ないが、ボランティアセンターのコーディネートにより通常のボランティアは派遣出来るのでご利用いただきたいと回答。

第5章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等アンケート調査（平成21年度）

1 調査目的

介護支援ボランティア受入機関等について、介護支援ボランティアの受け入れ状況並びに制度への感想・要望を明らかにし、今後の制度運営への資料とする。

2 調査方法等

1. 調査対象 介護支援ボランティア受入機関等 18団体
2. 調査方法 郵便による送付・FAXによる回収
3. 調査時期 平成22年3月
4. 回収結果 有効回収数 15団体（83.3%）

3 調査結果

1. 介護支援ボランティアの受け入れについて

受け入れている 12団体 受け入れていない 3団体

2. 介護支援ボランティアの活動頻度

ほぼ毎日（週5日程度）	2団体	週3～4日程度	2団体
週1～2日程度	4団体	不定期	3団体
その他（月に2～4回）	1団体		

3. 一日あたりの平均活動人数

およそ 15～20人（1団体）	およそ 7人（1団体）
およそ 6人（1団体）	およそ 3～4人（1団体）
およそ 2.5人（1団体）	およそ 2人（1団体）
およそ 1～2人（2団体）	およそ 1人（4団体）

4. 主な活動内容（主な記載事項）

- | | |
|-----------------------|-----|
| ① レクリエーション等の指導、参加支援 | 8団体 |
| ② 配膳・下膳の補助 | 6団体 |
| ③ 喫茶等の補助 | 3団体 |
| ④ 散歩、外出、館内移動の補助 | 2団体 |
| ⑤ 行事などの手伝い（模擬店、芸能披露等） | 6団体 |
| ⑥ 話し相手 | 6団体 |

- ⑦ その他（介護予防イベントの手伝い・受付会場整理 5 団体
など、お食事作り、庭の畑の野菜作り、
シーツ交換、洗濯物たたみ、裁縫）

5. 介護支援ボランティア週間（スタンプ2倍キャンペーン）の実施について

- ① ポイント2倍キャンペーンを継続した方がよい 7 団体
② ポイント2倍キャンペーンを継続しない方がよい 2 団体
③ どちらともいえない 2 団体
④ その他（自由記載） 2 団体

・特にする必要はないと思う。
・一度も受け入れていないのでよくわかりません。
・ここに来て下さるボランティアの方々は、みなさん「ポイントが欲しくて来てるわけじゃないから」とおっしゃってました。

6. ボランティア受入機関としてこの制度についてご意見、ご感想、困ったことなど

・年齢に達しているボランティアさんはまだ少数ですが、励みになるとおっしゃっています。稲城市のボランティア活動の活発さはすばらしいと思います。が、〇〇〇（受入機関名）としては、そのお金をもう少しこうした民間の施設の助成にまわして頂ければ有難いです。（NPO法人）

・ボランティアの方が来られ、協力して下さり、とても助かっています。（株式会社）

・〇〇〇（受入機関名）の喫茶業務（配膳・下膳・食器洗い他）は体力的にきついと思われるのか、ボランティアをしてみたいと申し出て下さった方はいませんでした。ボランティアで以前やって下さった方でも、介護支援ボランティアとしてではなかったです。ボランティアはあくまでもボランティアで良いのでポイントなどは結構です、という考え方の人もいました。（NPO法人）

・ボランティアさんが活躍するイベントが少ないので、今後は介護予防の他の事業でも活躍の場を広げられるよう考えていきたい。（公共団体）

・非常に助かっています。（株式会社）

・ボランティアの人達も慣れてきましたのでこのシステムが定着していくことを望みます。（その他団体）

第6章 介護予防効果の検証

1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果

稲城市介護支援ボランティア制度の介護予防効果を保険料抑制という観点から捉えるとどの程度の効果をもたらすのか、平成20年度ベースで試算を行った。

結果としては、稲城市介護支援ボランティア制度を実施したことによる費用利得は年額9,314,652円となり、一人あたり一月あたりに換算すると11.1円の介護保険料抑制効果をもたらすと試算することができた。

平成20年度における稲城市介護支援ボランティア制度導入効果の粗い試算(保険料抑制効果)

区分	記号	
高齢人口	P	13,325 人
介護支援ボランティアでない高齢者	A=P-B	13,031 人
介護支援ボランティア高齢者	B	294 人
Aのうち新規要介護者	A'	370 人
Bのうち新規要介護者	B'	1 人
平成20年度の一人当たり要介護者の介護費用(1月当たり)	M	115,063 円
介護支援ボランティア制度に要する費用(介護予防事業費)	H	830,848 円
Aの要介護出現率	A'/A	0.0284
Bの要介護出現率	B'/B	0.0034
介護支援ボランティア制度がなかった場合の新規要介護者人数	$\alpha = (A+B) \times A' / A$	378 人
新規要介護者の抑制人数	$\beta = \alpha - (A' + B')$	7 人
介護支援ボランティア制度の費用効果(年間)	$\gamma = \beta \times M \times 12$	10,145,500 円
介護支援ボランティア制度による費用利得	$\theta = \gamma - H$	9,314,652 円
保険料抑制効果	$K = \theta \times 0.19 / (A+B) / 12$	11.1 円

このことから、介護支援ボランティア制度に要する費用を除いても介護予防効果により、市内の全ての高齢者の介護保険料に対する減額効果が認められる。

参 考 资 料

稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(平成 19 年 7 月 9 日市長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 44 第 1 項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

- 2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- 3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
 - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
 - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
 - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
 - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

第 3 条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

- 2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第 1 号被保険者とする。
- 3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。
- 4 介護支援ボランティアは、第 5 条第 1 項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

(管理機関)

第 4 条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第 5 条 介護支援ボランティア受入機関等(以下「受入機関等」という。)は、あらかじめ第 3 条第 3 項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

- 2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書」（様式第1号）により市長へ申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書（様式第3号）により指定を受けていた者に通知するものとする。
- 5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。
- 6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。
- 7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。
- 8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

（介護支援ボランティア活動実績の把握）

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

- 2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。
- 3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。
- 4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。
- 5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

（評価ポイント）

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

- 2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。
- 3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。
- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に

関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則 (平成22年3月31日改正)

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成21年5月1日から適用する。

様式第 1 号（第 5 条第 2 項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申請者
住所
団体名
代表者
電話

印

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書

稲城市介護支援ボランティアの対象として指定を受けたいので、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち 65 歳以上 人）

様式第2号（第5条第3項関係）

年 月 日

団体名
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請については、下記のとおりとしたので通知します。

記

1 以下のとおり指定する。

指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）

2 次の理由により却下する。

却下理由	
------	--

様式第3号（第5条第4項関係）

年 月 日

団体名
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書

下記の稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）については、下記のとおり指定を取り消す

記

取消年月日	
指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）
取消理由	

様式第4号（第8条第1項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申出者
住所
氏名
電話

印

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被保険者番号	
氏名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

※振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1. 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人			

様式第5号（第8条第3項関係）

年 月 日

管理機関 殿

稲城市長

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書

下記のとおり介護支援ボランティア活動評価ポイント活用の申出があり、当該申出者に介護保険料の未納又は滞納が無いことを確認したので、介護支援ボランティア手帳を添えて伝達します。

記

被保険者番号	
氏 名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

介護保険料の未納又は滞納が無いことの確認欄

年 月 日

申請者について、介護保険料の未納又は滞納がないことを確認いたしました。

確認者 氏名 印

稲城市介護予防事業

氏名

健康に心配なし手帳

～ 介護支援ボランティア手帳 ～



社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会



東京ヴェルディは稲城市介護予防事業を応援しています。



(C)NTV.FC

健康に心配なし手帳の名称について



稲城の梨は、元禄の時代から栽培され様々な品種改良などを経て、稲城の特産物として親しまれています。歴史ある長寿の稲城の梨と同様に、いつまでも元気に健康で暮らせることを願い、手帳の名称を「健康に心配なし手帳」としました。

活動年度 平成 21 年度（22 年 3 月末まで）

氏名 _____

住所 稲城市 _____

電話 _____

生年月日 _____

大正・昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

緊急連絡先

連絡者氏名 _____

(続柄 _____)

電話 _____

☆ボランティア活動実績は、この手帳により管理しますので、紛失しないよう自己管理をお願いいたします。万一、手帳を紛失されても、スタンプを再び押印することはできませんのでご注意ください。

稲城市介護支援ボランティア制度について

目的：この制度は、介護予防事業の一つとして、高齢者のみなさんが、介護支援ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としています。そして、稲城市がいいきとした地域社会となることを目指しています。

対象者：稲城市介護保険第1号被保険者
(市内にお住まいの65歳以上の方)

介護支援ボランティア制度利用の流れ

1. ボランティア登録をします。
介護支援ボランティア登録申請書（この手帳の24ページ）に記入し、稲城市社会福祉協議会へ提出してください。
2. 介護支援ボランティア活動をします。
指定された施設や団体などでボランティア活動をします。この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。ボランティア活動についてのご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしています。

3. 手帳にスタンプをもらいます。(4月から翌年3月まで)

ボランティア活動をしたら、その都度、活動した施設や団体にこの手帳を提示し、スタンプを押してもらいます。

※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

4. 集めたスタンプを評価ポイントに変えます。(翌年4月以降)

この手帳を稲城市社会福祉協議会に提示し、前年度に集めたスタンプを評価ポイントに変えます。

スタンプの数	受取れる評価ポイント
10から19まで	1,000ポイント
20から29まで	2,000ポイント
30から39まで	3,000ポイント
40から49まで	4,000ポイント
50以上	5,000ポイント

5. 評価ポイントの活用を申し出をします。(翌年7月以降)

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書(この手帳の23ページ)に記入し、市役所2階④窓口介護保険係にこの手帳を添えて提出してください。市内出張所・稲城市社会福祉協議会でも承ります。

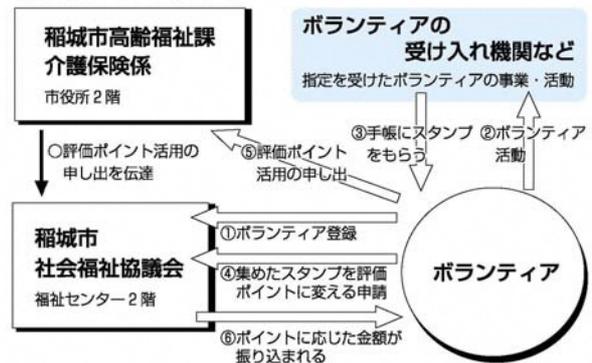
市役所介護保険係では、介護保険料の未納・滞納がないことを確認し、稲城市社会福祉協議会へ申請者から評価ポイント活用の申し出があったことを伝えます。

6. 評価ポイント数に応じた交付金が口座に振り込まれます。

稲城市社会福祉協議会では、申請者から指定された金融機関の口座に評価ポイント数に応じた交付金を振り込みます。合わせて、お預かりした手帳と振込日や金額のお知らせをお届けしますので確認してください。交付金は、次の介護保険料のお支払いにお使いください。

評価ポイント	金額
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

介護支援ボランティア制度の流れ



※④～⑥は、翌年度に行う手続きです。

介護支援ボランティア制度に関するQ&A

Q この制度を利用するには、まず何をすればよいのですか？

A この制度を利用する方は、制度の目的やボランティアの心得などをご理解の上、稲城市社会福祉協議会でボランティア登録をください。また、安心して活動していただくために、万一の事故やけがに備えて、ボランティア活動保険に加入することをお勧めします。詳細は、10・11ページをご覧ください。

Q どんなボランティア活動でも対象になるのですか？

A この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。指定されているボランティア活動の詳細は、市役所介護保険係、もしくは、稲城市社会福祉協議会までお問い合わせください。

Q ボランティア活動先に行く途中や活動先でけがをしたら？

A 稲城市社会福祉協議会にご連絡ください。けがなどの状況を同じ、保険会社へ連絡しますので、速やかにお知らせください。詳細は、10・11ページをご覧ください。

Q 1日に複数のボランティア活動をしてスタンプはもらうことができますか？

A 1日に複数のボランティア活動を行い、スタンプをもらうことはできますが、1時間程度の活動で1スタンプとなり、1日2スタンプが上限になります。

Q スタンプを集めるとすぐに交付金がもらえるのですか？

A 集めたスタンプは、翌年度に評価ポイントに変える必要があります。4月以降に、稲城市社会福祉協議会で手続きを行ってください。評価ポイントに変えたら、7月以降に交付金をもらう手続きを行うことができます。

Q 手帳はスタンプがたまるまで使い続けてよいのですか？

A 手帳は年度ごとに新しいものに切り替わります。集めたスタンプを評価ポイントに変えたり、評価ポイントを交付金にする手続きは、決められた日にち以降になりますので、お忘れなく手続きをしてください。

Q 稲城市外に転居した場合も対象になりますか？

A 稲城市外に転居した場合は対象となりません。スタンプ、評価

ポイント、交付金は、一切が無効になりますのでご注意ください。

Q ボランティア活動を多くすると、それだけ多くの交付金がもらえるのですか？

A 介護支援ボランティアで指定されたボランティア活動を行い、手続きを行うと交付金が支払われます。但し、交付金の上限は年度ごとに 5,000 円となっています。



7

ボランティア活動の心得

◆ 身近なことから無理のない範囲で

ボランティア活動と言っても様々な活動があります。自分の特技や趣味を活かした活動もありますし、依頼者からの要望に応じて、一人ひとりの生活をサポートする活動もあります。数多くあるボランティア活動の中からどのようにして選ぶのがよいでしょうか。まずは身近な地域で、自分の健康を考えて無理のない範囲で行うことが望ましいでしょう。活動を継続するためにも自分に向いている活動をお選びください。ボランティア活動に関するご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしていますので、お気軽にご利用ください。

◆ 相手を理解し、尊重した活動を

誰もがそうであるように、ボランティア活動で接する方々もそれぞれ性格や環境により様々な暮らしを営んでいます。ボランティアだからといって、一方的で勝手な行動は慎まなければなりません。ボランティアには、一人ひとりの生活習慣や価値観を尊重し、ボランティア活動を行うことが求められます。また、ボランティア活動の依頼者や活動の仲間と共にコミュニケーションをとることでよりよい活動につながるでしょう。

8

◆ 秘密や約束を守りましょう

ボランティア活動では、時に依頼者のプライバシーに関わることを知ることがあります。しかし、あくまで活動を通して知り得たことであり、他の方にちょっとした内容のことで漏らさないください。ボランティア活動を辞めた後も同様にお守りください。また、時間など約束したことは必ず守りましょう。体調不良や急用で活動を休む場合には、必ず連絡を入れるなどの対応をしましょう。



9

ボランティア活動保険について

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中に起こり得る事故を対象にしたもので、賠償責任保険と傷害保険がセットになっています。ボランティア活動を安心して行うために、万一来備えてご加入することをお勧めします。

(1) どんな場合に補償されるのか

①賠償責任保険

- ・ボランティア活動中に物を壊してしまった場合
- ・ボランティア活動中に活動の対象者にけがをさせてしまった場合
- ・プライバシーの侵害等により活動の対象者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 など

②傷害保険

- ・ボランティア自身が活動中にけがをってしまった場合
- ・ボランティアが自宅と活動場所との往復途中にけがをした場合 など

※補償の対象は、いずれの保険も急激、偶然、外来の事故により起きた場合です。



10

(2) 補償金額

賠償責任 (免責なし)	対人・対物 共通	1事故・保険期間中	2億円
	受託物・ 借用物	1事故・保険期間中	50万円 (現金は10万円)
	人格権侵害	1名	50万円
		1事故・保険期間中	100万円
事故対応費用	1事故・保険期間中	500万円	
見舞費用	死亡	50万円	
	後遺障害	1.5万~50万円	
	入院日数に応じて2~10万円 通院日数に応じて1~5万円		
傷害保険	死亡・後遺障害	800万円	
	入院日額	8,000円	
	通院保険金日額	4,000円	

※状況に応じては、補償の対象にならないものもあります。

(3) 掛け金 300円

(4) 補償期間(保険期間)

4月1日から翌年3月31日まで

※補償期間中の途中加入も可能です。その場合の補償期間は、加入手続きを行った日からとなります。

(5) お申し込み・事故やけがのご報告

稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター
稲城市百村7 稲城市福祉センター内
電話：042-378-3800(直通)
042-378-3366(代表)
ファックス：042-378-4999

稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の38第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通して介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。

- (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
- (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
- (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
- (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とする。

3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。

4 介護支援ボランティアは、第5条第1項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

(管理機関)

第4条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等(以下「受入機関等」という。)は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定申請書」(様式第1号)により市長へ申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定・却下決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定取消決定通知書(様式第3号)により指定を受けていた者に通知するものとする。

5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。

6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。

7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押し印することによって行うものとする。

8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。

4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押し印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。

5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押し印するものとする。

6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。

3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。

3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

活動記録1 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

1	2	3	4
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
5	6	7	8
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
9	10	11	12
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
13	14	15	16
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
17	18	19	20
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

活動記録2 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

21	22	23	24
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
25	26	27	28
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
29	30	31	32
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
33	34	35	36
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
37	38	39	40
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

活動記録3 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

41	42	43	44
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
45	46	47	48
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
49	50	51	52
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
53	54	55	56
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
57	58	59	60
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

活動記録4 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
 ※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

61	62	63	64
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
65	66	67	68
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
69	70	71	72
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
73	74	75	76
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
77	78	79	80
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

活動記録5 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
 ※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

81	82	83	84
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
85	86	87	88
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
89	90	91	92
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
93	94	95	96
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
97	98	99	100
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

活動記録6 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
 ※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

101	102	103	104
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
105	106	107	108
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
109	110	111	112
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
113	114	115	116
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
117	118	119	120
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

氏名 (ふりがな)
住所
電話

評価ポイント記録簿 (集めたスタンプを平成22年4月以降、評価ポイントに変えます。)

あなたの21年度の活動は 管理欄

評価ポイント活用記録簿 (評価ポイントを交付金に変えます。)
 ※21年度分の評価ポイントを交付金として受け取る場合、手続きは22年7月以降になります。

申請日	使用した評価ポイント数	残っている評価ポイント数	管理欄
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

本人⇒市役所

様式第4号(第8条第1項関係)

平成 年 月 日

稲城市長殿

申出者住所

氏名(ふりがな)

印

電話

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被 保 険 者 番 号	
氏 名	申出者と同じ
蓄 積 評 価 ポ イ ン ト 数	ポイント
活 用 希 望 ポ イ ン ト 数	ポイント
差 し 引 き 残 高 ポ イ ン ト 数	ポイント

振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			

キ
リ
ト
リ
セ
ン

介護支援ボランティア登録申請書

本人⇒稲城市社会福祉協議会

平成 年 月 日

介護支援ボランティア登録申請書

私は、下記のとおり介護支援ボランティアとして登録を申請します。

(ふりがな) 名 前	
住 所	
電 話	
生年月日 ※1	
介護保険被保険者 番号 ※2	

※1 生年月日 65歳以上の方が対象です。

※2 介護保険被保険者番号 空欄の場合は稲城市社会福祉協議会が市に照会することを認めます。

キ
リ
ト
リ
セ
ン

— メモ —

25

— メモ —

26

ボランティア活動保険 領収書貼付欄

※ボランティア活動保険の領収証は紛失しないよう、
こちらに貼付してください。

稲城市福祉部 高齢福祉課 介護保険係
稲城市東長沼 2111
電話：042-378-2111（内線：282・283）
ファックス：042-378-5677

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会
稲城市百村 7 稲城市福祉センター内
電話：042-378-3366
ファックス：042-378-4999

介護支援ボランティア制度視察受け入れ状況

(平成19年7月以降)

	日付	訪問団体	職種	人数
1	19.07.19	青森県八戸市	職員	3
2	19.08.23	大阪府茨木市	議員	3
3	19.08.28	愛知県稲沢市	職員	3
4	19.08.30	愛知県豊橋市	職員	4
5	19.08.31	東京都世田谷区	職員	2
6	19.09.21	岡山県	職員	1
7	19.10.03	鳥取県米子市	議員	9
8	19.10.04	福岡県介護保険広域連合	職員	2
9	19.10.11	大阪府柏原市	議員	3
10	19.10.12	熊本県人吉市	議員	10
11	19.10.15	三重県桑名市	議員	3
12	19.10.18	神奈川県南足柄市	職員	5
13	19.10.24	岐阜県多治見市	議員	8
14	19.10.24	福島県喜多方市	職員	1
15	19.10.25	新潟県燕市	議員	9
16	19.10.31	沖縄県宜野湾市	議員	10
17	19.11.01	東京都調布市	議員	1
18	19.11.05	愛媛県八幡浜市	議員	9
19	19.11.07	岡山県岡山市	議員	14
20	19.11.13	愛知県刈谷市	議員	2
21	19.11.14	愛知県一宮市	議員	12
22	19.11.16	民主党東京都第22区総支部	議員	18
23	19.11.19	東京都清瀬市	議員	1
24	19.11.19	神奈川県横浜市	職員	2
25	19.11.20	岡山県井原市	職員	2
26	19.11.22	福島県郡山市	職員	1
27	19.12.20	大分県別府市	議員	1
28	20.01.24	京都府宇治市	議員	12
29	20.01.31	静岡県伊東市	議員	1
30	20.02.05	新潟県三条市	議員	5
31	20.02.06	香川県観音寺市	議員	2
32	20.02.13	大阪府吹田市	議員	11
33	20.02.14	兵庫県西宮市	議員	1
34	20.02.14	福岡県福岡市	議員	1
35	20.02.20	東京都	職員	3
36	20.02.25	東京都八王子市	職員	3
37	20.03.06	山口県下関市	職員	2
38	20.05.09	神奈川県藤沢市	職員	9
39	20.05.12	東京都東久留米市	議員	2
40	20.05.15	鹿児島県奄美市	議員	8
41	20.05.21	富山県小矢部市	議員	6
42	20.05.22	群馬県太田市	議員	4
43	20.05.29	厚生労働省(東京都)	職員	10
44	20.06.13	愛知県春日井市	職員	2
45	20.06.30	東京都清瀬市	職員	4
46	20.07.01	公明党高齢者トータルサポートPT	議員	6
47	20.07.04	香川県東かがわ市	議員	7
48	20.07.09	静岡県牧之原市	職員	6
49	20.07.10	岩手県北上市	議員	9
50	20.07.25	厚生労働省(東京都)	職員	1
51	20.07.28	神奈川県横須賀市	職員	2

52	20.07.29	奈良県香芝市	議員	3
53	20.07.30	千葉県印西市	議員職員	7
54	20.07.31	鹿児島県霧島市	職員	4
55	20.07.31	鹿児島県	職員	2
56	20.08.04	岐阜県羽島市	議員	10
57	20.08.18	東京都新宿区	議員	2
58	20.08.18	愛知県北名古屋市	議員	6
59	20.08.20	岐阜県関市	議員	10
60	20.08.22	宮崎県議会	議員	13
61	20.08.25	群馬県邑楽郡明和町	職員	2
62	20.08.25	山梨県甲府市	職員	3
63	20.08.25	静岡県磐田市	職員	3
64	20.09.09	静岡県掛川市	職員	2
65	20.09.30	青森県三戸郡五戸町	議員	8
66	20.10.02	静岡県掛川市	議員	11
67	20.10.06	北海道余市町	議員	7
68	20.10.07	千葉県浦安市	職員市民	12
69	20.10.15	広島県福山市	職員	4
70	20.10.20	愛知県尾張旭市	職員	3
71	20.10.22	北海道帯広市	職員	2
72	20.10.23	岩手県盛岡地区福祉連絡協議会	職員	12
73	20.10.31	岐阜県可児市	議員	8
74	20.10.31	千葉県流山市	職員	2
75	20.11.13	埼玉県比企郡鳩山町	議員町長	15
76	20.11.13	北海道苫小牧市	職員	1
77	20.11.17	東京都立川市	議員	2
78	20.11.18	東京都板橋区	議員	2
79	20.11.18	千葉県成田市	議員	1
80	20.11.18	千葉県香取市	議員	2
81	20.11.26	鳥取県鳥取市	議員	8
82	20.11.28	山形県天童市	職員	2
83	21.01.14	長野県上伊那地方事務所	職員	1
84	21.01.26	長野県千曲市	議員	6
85	21.02.02	長野県長野市	議員	2
86	21.02.03	愛知県東浦町	議員	2
87	21.02.03	愛知県阿久比町	議員	1
88	21.02.04	東京都杉並区	議員	1
89	21.02.06	岩手県八幡平市	議員	6
90	21.02.10	京都府久御山町	議員	2
91	21.02.10	京都府精華町	議員	2
92	21.02.16	和歌山県九度山町	議員	11
93	21.02.19	兵庫県加古郡稲美町	議員	3
94	21.02.20	沖縄県宜野湾市	職員	2
95	21.02.25	熊本県水俣市	職員市民	4
96	21.02.26	千葉県多古町	民生委員	31
97	21.04.03	大阪府交野市	議員	1
98	21.04.17	鹿児島県鹿児島市	議員	1
99	21.04.22	東京都調布市	職員	3
100	21.04.30	千葉県我孫子市	議員	3
101	21.05.12	埼玉県新座市	議員	4
102	21.05.20	北海道苫小牧市	議員	2
103	21.05.21	大阪府大阪狭山市	議員	2
104	21.06.11	山口県山陽小野田市	社協職員	1
105	21.07.03	秋田県鹿角市	議員	5
106	21.07.15	静岡県袋井市	職員・社協職員	職員2・社協1
107	21.07.30	埼玉県	職員	3

108	21.080.3	山口県周南市	議員	5
109	21.08.05	神奈川県相模原市	職員	5
110	21.08.06	茨城県土浦市	職員	4
111	21.08.31	三重県桑名市	職員	5
112	21.09.04	埼玉県川口市	職員	2
113	21.10.05	香川県高松市	議員	13(他随同行2)
114	21.10.07	鹿児島県薩摩川内市	議員	9(他随同行1)
115	21.10.09	佐賀県佐賀市	職員	1
116	21.10.14	京都府八幡市	議員	7(他随同行2)
117	21.10.16	滋賀県彦根市	議員	4(他随同行2)
118	21.10.23	東京都北区	議員	2
119	21.10.27	兵庫県加古川市	議員	8(他随同行1)
120	21.10.28	滋賀県草津市	議員	8(他随同行2)
121	21.11.05	沖縄県浦添市	議員	8(他随同行1)
122	21.11.06	福岡県北九州市	議員	2
123	21.11.11	山口県下松市	議員	7(他随同行1)
124	21.11.16	広島県安芸郡府中町	議員	6(他随同行2)
125	21.11.16	山梨県富士吉田市	職員	8
126	21.11.17	新潟県柏崎市	議員	7(他随同行2)
127	21.11.20	愛知県江南市	議員	1
128	21.11.20	静岡県焼津市	職員	2
129	21.12.10	秋田県大曲仙北広域市町村組合	職員	9
130	22.01.22	愛媛県新居浜市	議員	1
131	22.01.27	山形県三川町	議員	6
132	22.01.28	愛知県小牧市	議員	3
133	22.02.01	京都府長岡京市	議員	3
134	22.02.10	福島県郡山市介護保険運営協議会	委員	8(他随同行2)
135	22.02.16	神奈川県大和市	職員	2
136	22.02.22	宮城県柴田町	職員	2
137	22.03.30	北海道旭川市	議員	1

民間・学生・その他

1	19.10.05	千葉県佐倉市 (株)山万	社員	2
2	19.11.29	同志社、日本、武蔵工業の各大学生	自主研究グループ	3
3	19.12.19	CR総研	社員	1
4	20.02.28	岩手県いわてNPOセンター	職員	1
5	20.04.11	(株)NTTデータ	職員	3
6	20.05.26	筑波大学大学院	学生	1
7	20.06.04	成城大学	学生	3
8	20.07.16	Dr.Chen,Ming-Chuan(台湾)	コンサル	1
9	20.09.04	(財)愛知県市町村振興協会研修センター	職員	4
10	20.10.01	NPO法人東村山市ボランティア協会		6
11	20.10.24	(財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)		4
12	20.11.25	成蹊大学	学生	4
13	21.02.27	多摩市NPOにじいろの会	主婦	5
14	21.06.17	日本社会事業大学	学生	3
15	21.07.07	横浜国立大学大学院	学生	1
16	21.08.28	損保ジャパン総研	社員	3
17	21.09.28	アクセシビリティ研究会	会員	7
18	21.10.02	中華民国内政部社会福祉訪日団		32
19	21.10.16	民主党大学東京 高齢者福祉分科会		2
20	21.10.20	聖徳大学	教授	1
21	21.10.21	高級事務レベル社会保険行政研修	ASEAN周辺諸国の行政職員	7
22	22.02.02	(財)山梨県市町村振興協会 (市町村職員先進施策調査研修)	職員(北杜市・南アルプス市)	5

出張講演(依頼により高齢福祉課で出向いたもの)

1	19.09.20	都社協高齢者施設福祉部会南多摩ブロック会	24
2	19.11.22	生涯学習宅配便 明るい選挙推進委員会	22
3	20.01.29	湘南都市社会福祉主管部長会連絡協議会研修会	40
4	20.07.12	シルバー人材センター矢野口第三地区会	35
5	20.07.15	第3文化センター「ゆうゆう大学」	31
6	20.07.30	NPO参加型システム研究所「トップライダー講座」	12
7	20.08.21	栃木県「第1回地域支援体制づくりセミナー」	
8	20.10.27	清瀬市「地域福祉をささえる市民フォーラム2008」	60
9	21.07.10	にじいろの会 勉強会	100
10	21.08.24	関東甲信越静岡ブロック 地域包括・在宅介護支援センター職員研修	201
11	21.10.14	伊達市社会福祉協議会 「介護支援ボランティア制度の現状と課題」	150
12	22.02.20	東京都身体障害者団体連合会第6ブロック福祉講座 「介護支援ボランティアについて」	20

取材(把握している一部のみ)

1	19.08.31	NHKラジオ「村田幸子の今日も元気で」
2	19.09.21	高齢者のための生きがい情報誌『生きがい』
3	19.10.05	NHKラジオ「時の話題」
4	19.10.23	NHKテレビ「タどきネットワーク」
5	19.11.16	関西テレビ「19.12.03 スーパーニュースアンカー」
6	20.01.30	北海道医療新聞社「20.03.13 介護新聞」
7	20.02.14	テレビ東京「20.02.14 ワールドビジネスサテライト」
8	20.02.29	毎日放送「20.03.10 ちちんぷいぷい」
9	20.03.04	(株)電通 福祉・介護情報誌『けあ・ふる』
10	20.03.12	京都新聞社
11	20.04.30	朝日新聞社
12	20.07.14	TBSラジオ「20.07.15 森本毅郎スタンバイ」
13	20.07.16	日本経済新聞社
14	20.09.10	NHKテレビ「20.09.15 時論公論」
15	20.10.13	NHKテレビ「20.10.15 首都圏ネットワーク」
16	20.10.22	(社)国民健康保険中央会 国保新聞
17	20.10.31	NHKテレビ文化・福祉番組
18	21.03.30	日本経済新聞社
19	21.04.02	読売新聞社
20	21.06.01	TBSラジオ「21.06.13 堀尾正明プラス」
21	21.06.08	日本経済新聞社(経済金融部)
22	21.07.21/22	日本経済新聞社(生活情報部)
23	22.02.19	毎日新聞社
24	22.02.19	シルバー新報

ボランティア入門講演会 ボランティアのすすめ (社会福祉協議会)

主 催 稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

対 象 ボランティア活動に興味のある方(100名程度)

日 時 平成 21 年 10 月 19 日(月)13 時 30 分～15 時 30 分

会 場 地域振興プラザ 4 階 会議室

講 師 財団法人富士福祉事業団 理事長 枝見 太郎 氏

参加者 21 名

- 所 感
- ・当初設定した 100 名より大幅に少ない出席者であった。市広報、ふれあい通信、ボランティア登録者約100名へのダイレクトメール等行ったが、この様な数字になったことは内容によるものだと考えられる。今回のような概論よりはボランティア希望者の求めるようなより具体的な内容でなければならないと感じた。
 - ・しかし、今回の講師の話は非常に内容の濃いものであった。講演後も質問がいくつか上がるなど出席者の満足度は高いものであったと感じている。
 - ・出席者の中に、ひらお苑の担当者がいたことから早速講座終了後に早速ボランティアの申込みを行う受講者がいた。
 - ・今後はより具体的な内容、例えば、傾聴ボランティア養成講座などを計画した方が市民の関心が高く人が集まるのでは、と感じた。

ボランティア入門講演会ボランティアのすすめ 周知用チラシ

人のために何か始めたいという方へ

ボランティア入門講演会 ボランティアのすすめ

ボランティア活動に関心のある方、何か人のために活動してみたいと考えている方向けの講演会を開催します。

ボランティアの理念や意義についてのお話を聞いて、ボランティアのはじめの一步を踏み出してみませんか？皆様のご参加お待ちしております！

会場で最新のボランティア活動先一覧を配布します。

開催日	時間	内容	場所
10/19 (月)	午後1時30分 ～3時30分	「ボランティアのすすめ」 講師 富士福祉財団 理事長 枝見 太郎 氏	地域振興プラザ 4階

講師 経歴

氏名 枝見太郎（えだみたろう）
生年月日 昭和32年(1957年)6月7日
職業 財団法人 富士福祉事業団 理事長
最近の主な公的役職
東京ボランティア市民活動センター 運営副委員長 (02～)
調布市市民活動支援センター開設準備協議会 座長(04～05)
CS放送朝日ニュースター「よみがえれニッポン」レギュラーコメンテーター
東京家庭裁判所 参与員（市民裁判官） ほか



▽対 象：ボランティア活動に興味のある方（100名程度）
▽参加費用：無料

【申込み・問合せ】稲城市社会福祉協議会 ボランティアセン

電話：042-378-3800

E-mail: inagiwfc@pear.ne.jp



ボランティアのための傾聴講座（ボランティア研修） （社会福祉協議会）

主 催 稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

対 象 市内に在住・在勤・ボランティア活動をしている方、始めたい方（40名程度）

日 時 平成22年2月10日（水） 午後1時30分～3時30分

会 場 福祉センター 介護予防教室

講 師 P. L. A（パートナーシップ&リスニングアソシエーション）代表 後庵 正治 氏

参加者 24名

- 所 感
- ・ 傾聴ボランティアの入門講座として、傾聴とは何か、といった話から話を聴くことを実際に体験する講座であった。参加者の中には正吉苑やアクアメイトいなぎの職員がいた。3月3日にも職員のための研修があると伝えていたが、今回の方が日程的に都合がよかったとのことであった。
 - ・ 全般的にボランティア経験者がほとんどであったが2割程度の方がボランティア経験のない人たちであった。研修は前半1時間は講義であったが参加者は熱心にメモを取り話を聴いていた。後半は実際にロールプレイで話す役と聴き役にわかれてそれぞれ体験した。実際にやってみることによってうまく聴くことのコツをつかんだようであった。
 - ・ 今回の講座から市民の傾聴に対する関心が高いことがわかった。次年度は全五回で傾聴ボランティア養成講座を開く計画であるが多くの応募が予想され、今後も依頼者・活動者双方のニーズに応じて継続していきたい。

ボランティア研修

ボランティアのための 傾聴講座

しっかり話を聴いてくれるということが相手に安心感、信頼感を与えます。話を聴くことはボランティア活動をするうえで大切なスキルです。本講座を受講してあなたも聴き上手になりませんか？

▼開催日時：2月10日（水）午後1時30分～午後3時30分

▼会場：稲城市福祉センター 介護予防教室
（〒206-0804 東京都稲城市百村7番地）

▼受講料：無料

▼講師：後庵 正治（ごあん まさはる）氏
P. L. A 代表（パートナーシップ&リスニングアソシエーション）

▼対象：市内に在住・在勤・ボランティア活動をしている方、始めたい方

▼定員：40名程度

▼申込み期間：定員になり次第締め切り

※傾聴ボランティアの養成講座ではありません

申し込み・問い合わせ先：

稲城市社会福祉協議会・ボランティアセンター 担当：佐田

TEL：042-378-3800

Fax：042-378-4999

稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～ 21年度の運用状況について～

平成 22 年 3 月

稲城市福祉部高齢福祉課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地

電 話 042-378-2111（代表）

F A X 042-377-4781（代表）

ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>